

令和元年第3回当別町議会定例会 第1日

令和元年9月10日（火曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議員提案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書

第 5 請願・陳情審査付託の件

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
企 画 課 長	長谷川 道 廣 君
財 政 課 長	山 田 雅 俊 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
住 民 課 長	山 本 直 樹 君
福 祉 部 長	中 出 徳 昭 君
保 健 福 祉 課 長	山 下 勝 也 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
農 務 課 長	高 田 訓 之 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
建 設 課 長	種 田 統 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
学 校 教 育 課 長	北 村 和 也 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事務局 長	野村 雅史 君
次 長	岸本 昌博 君
係 長	浦島 卓君
主 査	瀬戸 貴裕 君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和元年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

7番 秋 場 信 一 君

8番 渋 谷 俊 和 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和元年9月10日から9月25日までの16日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、9月10日から9月25日までの16日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元にお配りしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。7月18日に和歌山県田辺市で開催されました全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会に出席いたしました。7月24日に姉妹都市である愛媛県宇和島市に表敬訪問いたしました。7月26日に東京都で行われました北海道町村議会議長会実行運動、要望活動に出席をいたしました。7月30日に東京都で開催されました令和元年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席いたしました。8月24日に伊達市で開催されました伊達150年記念式典に出席いたしました。なお、以上の復命書は議会事務局に保管しております。

これで諸般の報告を終わります。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

山田君。

○議会運営委員会委員長（山田 明君） 議員提案いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和元年9月10日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、五十嵐信子、同じく、当別町議会議員、高谷茂、同じく、当別町議会議員、古谷陽一、同じく、当別町議会議員、山崎公司、同じく、当別町議会議員、鈴木岩夫、同じく、当別町議会議員、西村良伸。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図るよう強く要望する。

記、1つ、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

意見書につきましては、案を添付しておりますので、別紙をご高覧いただきたいと思
います。

以上、意見書を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第
1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに
決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議
員の取り扱いについては議長に一任をお願いいたします。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第5、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情
文書表が配付されております。

文書番号、請願1番、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の採択を
求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 当別町議会議長、後藤正洋様。

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の採択を求める請願書。

請願団体名、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、全日本年金者組合当別支部
支部長、相馬ひろ子、当別町農民同盟委員長、堀梅治、公益社団法人北海道勤労者医療協
会当別社員支部支部長、今野一三六、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生。

紹介議員は、渋谷俊和議員、そして鈴木岩夫であります。

請願趣旨、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が2017年7月7
日の国連会議で、国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。そ
の年の第72回国連総会では、全ての加盟国に禁止条約の早期署名、批准を呼びかけた多国
間核軍備撤廃交渉の前進決議が125カ国の賛成で採択され、条約発効を求める機運を示し
ました。

核兵器禁止条約は、第1条において核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、
さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締結国に対し自国の領域または自国の管轄も

しくは管理のもとにあるいかなる場所においても核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止しています。同条約は、50カ国が批准した時点から90日後に発効します。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応え、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきです。

8月6日、広島、9日、長崎では、両市長とも市が主催した平和式典にて参列した安倍首相に対して、唯一の戦争被爆国の首相として地球上から核兵器を一日も早く廃絶せよという被爆者、国民の願い実現のために核兵器禁止条約に早急に署名し、批准するよう強く訴えました。2019年8月現在、国連に加盟する25カ国が署名し、批准の手続を終えています。唯一の戦争被爆国の被爆者、国民の地球上から核兵器を一日も早く廃絶せよという願い実現のために、貴議会におかれましては下記事項の意見書を採択され、関係機関に強く働きかけていただきますようお願いいたします。

請願事項は、1つ、核兵器禁止条約に日本政府は早急に署名し、批准すること。

どうか議員の皆さん、先日私は当別町の追悼式に参加してまいりました。戦争を体験した方々がどんどん少なくなっていております。引き続き日本が平和な日本で、そして日本が率先して地球上から核兵器を廃絶するよう力強く進めるよう真剣な議論でぜひ採択されるようお願いして、請願趣旨の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、請願2番、マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書の採択を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 当別町議会議長、後藤正洋様。

マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書の採択を求める請願書。

請願団体名、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、当別町農民同盟委員長、堀梅治、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生。

紹介議員は、鈴木岩夫であります。

請願趣旨、ことし6月の金融庁の審議会報告書では、高齢夫婦無職世帯の収支が月5.5万円の赤字となり、公的年金だけでは老後30年で約2,000万円不足すると指摘、現在41歳以下の夫婦が将来受け取る年金はさらに1,600万円減り、3,600万円足りなくなります。同報告書では、公的年金で足りない分は元本割れリスクもある投資制度や貯蓄による資産運用を勧めるという内容で、国民の大きな怒りと不安を呼び起こしました。

こうした試算は、政府が2004年に導入した物価や賃金が上がっても年金額を上げない仕組み、マクロ経済スライドが前提となっています。実際に19年度の年金額は物価が1.0%増だったにもかかわらず賃金の伸び0.6%増を基準に、2019年分のマクロ経済スライドに2

018年に引き切れなかったマクロ経済スライドを加算された結果0.5%が減額され、年金額は0.1%増にとどまりました。物価は1.0%増なので、実質0.9%の削減となりました。この仕組みが続けば、2040年代に基礎年金（国民年金）の給付額は約7兆円も削減されると政府は閣議決定した質問主意書への答弁書で明確に認めています。厚生労働省も6月18日の参院財政金融委員会でマクロ経済スライドについて、2043年には基礎年金は今の給付水準よりも3割低下すると認めています。政府が言う額そのものは下がらないなどという言いわけは通用しません。食品や日用品が値上がりしても、年金はほとんど上がらず、国民の暮らしは苦しくなるばかりです。幾ら制度が安定しても、国民の暮らしが減んでしまっただけでは公的年金の役割は果たせません。将来不安の増大から、内需も消費も冷え込ませるばかりです。マクロ経済スライド廃止と、それにかわる年金改革案に今こそ踏み出すべきです。

高所得者優遇の保険料見直しでは、既に厚生労働省の審議会でも導入をめぐって議論されています。また、約200兆円に上る年金積立金を株価をつり上げるための資金として運用するのでなく、国民への年金給付のために計画的に取り崩すことや年金の支え手である働く人の賃上げと正社員化で年金保険料をふやして、年金財源を安定させることも検討課題とされるべきです。年金支給額を減らすマクロ経済スライドは廃止して、減らない年金の実現に踏み出すことを強く求めるものです。高齢者も若者も安心して暮らせる老後のために、貴議会におかれましては下記事項の意見書を採択され、関係機関に強く働きかけていただきますようお願いいたします。

請願事項は、1つ、年金支給額を減らすマクロ経済スライドは廃止して、減らない年金の実現に踏み出すこと。

どうか採択されるよう慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの請願・陳情文書表、請願2番については、会議規則第92条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

◇

◎休会の議決

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議案審議のため、あすから9月12日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会します。

9月13日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時21分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第3回当別町議会定例会 第2日

令和元年9月13日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 平成30年度当別町各会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成30年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	一宮直人君
総務課長	長谷川明君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	大畑裕貴君
住民課長	山本直樹君
福祉部長	中出徳昭君
保健福祉課長	山下勝也君
経済部長	高松悟志君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	種田統君
会計管理者	小出真二君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
学校教育課長	北村和也君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局	長	野村	雅史	君
次	長	岸本	昌博	君
係	長	浦島	卓	君
主	査	瀬戸	貴裕	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

7番 秋 場 信 一 君

8番 渋谷 俊 和 君

を指名いたします。



◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 日程第2、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 平成30年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を令和元年7月29日から8月5日まで監査委員の審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいたごうとするものであります。

次に、認定第2号 平成30年度当別町水道事業会計決算認定についてであります。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度当別町水道事業会計決算を令和元年

6月26日、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

なお、平成30年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4つの指標につきまして、1つ目の実質赤字比率及び2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計が黒字であることから、判断比率は算出されません。3つ目の実質公債費比率は11.4%となっており、早期健全化団体となる基準の25%をクリアしております。4つ目の将来負担比率は81.3%で、こちらも早期健全化団体となる基準の350%をクリアしております。また、水道事業会計、下水道事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも、両会計ともに黒字となっており、判断比率は算出されません。財政健全化法に基づく健全化判断は、全ての比率において健全段階にあることを報告をいたします。

以上、認定案件2件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 次に、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） おはようございます。決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度当別町一般会計及び各特別会計について令和元年7月29日から令和元年8月5日までの実質5日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度当別町水道事業会計については令和元年6月26日の1日間、稲村監査委員とともに慎重に審査を行いました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸帳簿と照合した結果も正確であると認めました。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

本案件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時13分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

発表いたします。委員長に五十嵐君、副委員長に山田君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

○平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（五十嵐信子君） ただいま平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会が設置をされ、委員長の指名をいただきました五十嵐でございます。大変厳しい財政状況の中での決算審査となりますが、山田副委員長とともに職責を果たしてまいりたいと思っております。次年度につながる大事な決算審査特別委員会でありますので、議会の規則にのっとり、効率的かつ有意義な決算の審査、審議となりますよう、議員各位、理事者、参与の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。委員長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、認定第2号を審査終了まで付託いたします。

お諮りいたします。平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のため、あすから9月19日までの間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、あすから9月19日までの間を休会とすることに決定をいたします。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすから9月19日までは休会とし、9月20日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時15分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第3回当別町議会定例会 第3日

令和元年9月20日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	櫻井紀栄君	3番	西村良伸君
4番	五十嵐信子君	5番	鈴木岩夫君
6番	山崎公司君	7番	秋場信一君
8番	渋谷俊和君	9番	山田明君
10番	古谷陽一君	11番	稲村勝俊君
12番	高谷茂君	13番	島田裕司君
14番	岡野喜代治君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

2番 佐々木常子君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	一宮直人君
総務課長	長谷川明君
総務課参事	北村浩二君
政策調整室長	熊谷康弘君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
まち再生室長	乗木裕君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	大畑裕貴君
福祉部長	中出徳昭君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	高松悟志君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	種田統君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君

学校教育課長	北	村	和	也	君
学校教育課参事	山	谷		潤	君
社会教育課長	石	川	公	隆	君
子ども未来課長	須	藤	政	信	君
代表監査委員	米	口		稔	君

事務局職員出席者

事務局 長	野	村	雅	史	君
次 長	岸	本	昌	博	君
係 長	浦	島		卓	君
主 査	瀬	戸	貴	裕	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

7番 秋 場 信 一 君

8番 渋谷 俊 和 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、西村君の質問です。

西村君。

○3番（西村良伸君） ただいま許可をいただきましたので、通告に従い、4項目にわたり質問させていただきます。

来年当別町は開拓から150年を迎えますが、その節目の年に新しい第6次総合計画が策定されようとしております。総合計画は10年の計画期間を想定していることから、2020年から2029年まで当別町の政策の基本的な方向性を示すとともに、町民共通の指針となるものであります。総合計画の策定に当たっては、さまざまな背景や課題に対応するとともに、当別町の目指すべき姿を的確に示すことが求められております。6月には当別町の新しい総合計画の策定に向けた考え方が示されましたが、背景や課題、これまでの取り組みと今後の新たな展開など、当別町にとって最も重要な計画となることから、十分な意見聴取、検討や町民に対する説明が必要となります。8月には第5次総合計画や当別まち・ひと・

しごと創生総合戦略の項目をほぼ踏襲した4つの基本施策と4つの戦略プランを示し、第1回目の当別町総合計画審議会が開催され、検討が始まっておりますが、宮司町長におかれましては第5次総合計画の10年のうち6年余り第5次総合計画の推進に努められてこられるとともに当別町創生総合戦略の事業展開を行ってきたわけで、これからの10年、当別町をどのような町にしていくのか、大変大事な指針になると思っております。総合計画は2019年度策定及び決定するとのスケジュールが示されておりますけれども、プランを策定するために重要な基礎的条件や現状課題について今後どのような方向性を整理し、最終案を策定していくのか順次お伺いします。

初めに、1番、当別町の人口問題についてお伺いします。当別町の目標人口は、第5次総合計画においても、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、まちづくりの指標として2万人と設定されております。また、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のベースとなった平成27年10月に策定された当別町人口ビジョンに基づく当別町の課題整理において詳細に分析されておりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2040年には1万1,414人になると推計されております。特に65歳以上の老年人口が50%を超えると予想されるなど、人口構成も大変大きく変化すると推計されております。一方、2019年、ことしの1月1日現在の当別町の住民基本台帳人口は1万6,058人であり、既に2020年の推計人口1万6,247人を下回った状態です。総合計画の策定に向けた考え方には人口問題として人口減少、少子高齢化の急速な進行などが背景としてあり、急速に進行している人口減少を踏まえ、地方創生の推進により、これからの当別町を改めて見据えたみずからの町の将来像をデザインし、実現させていくプランを描く。少子高齢化を受けとめるとともに人生100年時代を見据え、地域で支え合い、健康で心豊かな暮らしができる住みよい当別を描くという意義が表明されております。また、当別町人口ビジョンや当別町創生総合戦略等による課題としては、出生率の改善、企業誘致、創業の実現、町民所得の向上、産業力の強化、再生エネルギーの活用、定住交流促進、子どもの育成、幸せに暮らせる社会づくりなど本質をついていますが、大変難しい課題に正面から挑んでいるわけであり、6月の総務文教常任委員会においては、2020年まで人口は減少する見込みであり、これまでの推移を勘案して2万人の人口目標の変更修正もあり得るとの答弁がありましたが、選挙区の確定や地方交付税算定根拠となる来年10月1日実施の国勢調査時点では、人口がさらに減って1万5,000人台半ばになっているのではないかと危惧しております。

そこで、お伺いしますが、1番、人口減の原因は何であると考えられておられるのか。特にさまざまな事業展開をしている中で、人口減少をとめられない特徴的な要因はあるのかお伺いします。

2番目、目標人口はどのような基準、考え方で積み上げているのかお伺いします。

3番目、これまで当別町地域福祉計画、当別町高齢者保健福祉計画に基づき、医療、介護、地域の支え合い等を重点として事業を行ってきましたが、人生100年時代を見据え、

地域で支え合い、健康で心豊かな暮らしができる住みよい当別町を実現するため、高齢者が活躍できるシステムづくりの強化が一層必要であり、仕事、健康、趣味等の活動を担う民間団体の育成にさらに努めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

4番目、さっぽろ連携中枢都市圏構想における当別町の概要としては都市と自然の共存等が記されておりますが、当別町の役割や戦略がなしでは埋没してしまうとともに、人口の流出につながるおそれがあると考えますが、どのように対応するのかお伺いします。

次に、財源確保についてであります。第2次当別町財政運営計画によると、歳入増は多くを望めないため、職員人件費の抑制、事務事業、公共事業等の事業費の見直し等を行い、財政健全化を進めてきたと理解しておりますが、第3次計画においてこれ以上の人員削減は大変困難になっているのではないのでしょうか。また、総務省所管の当別町公共施設等総合管理計画では、庁舎、小中学校、地域会館、公営住宅、道路、橋、公園、火葬場などの老朽更新が迫っているとの報告がされております。また、個別計画の今後個別の施設計画を策定することと理解しておりますが、施設計画策定及び計画実施に当たっては公共施設等適正管理推進事業債など国の補助制度を可能な限り活用することは当然予定されていることと思っております。

そこで、お伺いしますけれども、1番に第2次財政運営計画で町債残高、財政調整基金、実質公債費比率、将来負担比率を目標どおり達成できた要因と今後の総合計画を推進するために必要な事業費の確保のため、歳入増、歳出削減はどのように行おうとしているのかお伺いします。

2番目、公共施設等総合管理計画に基づき今後個別施設計画を策定するわけですが、国の補助制度を活用しても事業費の100%が補助されるわけではなく、町債、町単費の支出や起債を発行することとなりますが、起債予定額のうち将来どの程度交付税で措置されると想定しているのかお伺いします。

次に、3番目、行政の継続性と総合計画についてお伺いします。町長がこれまで実施されてきた町政の進め方として、町に人を呼び込む産業の育成と企業誘致、エネルギー供給基地化、もうける町、働ける町、定住人口の増、教育、福祉の充実、エネルギー施策展開等を公約にし、道の駅の実現、小中一貫教育の開始、ふるさと納税の増、農業ビジョンの推進、就学前の通院費、入院費の無料化、高校生までの入院費の無料化等をこれまで実績として達成されております。また、2022年開校を目指し、一体型義務教育学校の建設に向け実施設計も現在進められております。これらの流れを継続して未来につないでいくために、視点を変え、新たな取り組みにより、活力に満ちた当別町を実現させていくべきです。行政組織は、策定されたルールに基づく行政サービスの実施については大変有能でありますけれども、不確実で失敗するかもしれない事業についてはネガティブです。町民とともに新しい事業にチャレンジする発想も取り込めないかと期待しております。また、この間部局ごとに策定された計画等を見せていただきましたけれども、50種類以上に、非常にたくさんありまして、これだけ多くの計画を策定するために職員は大変な時間を要し、策定

した段階で力尽きてしまうのではないかという心配をしております。計画の内容については的確かつ具体的に表記されており、計画が文字どおり進めば人口問題も含め課題の多くは解決されると思われまます。

そこで、お伺いしますけれども、1番、これまでの総合計画の取り組みの変更、新たな取り組みや目標、例えば人口増や企業誘致、産業育成などのための戦略的事業、ICTを活用した行政の効率化、産業の活性化など今現在想定しているものは何かお伺いします。

2番目、計画作成体制は現在ある組織内で対応するようではありますが、今後総合計画と個々の計画の連携や推進状況の把握はどのような体制で管理し、課題の克服と事業の促進を行うのかお伺いします。

次に、4番目、当別町一体型義務教育学校についてお伺いします。老朽更新の対象となっております当別小学校、当別中学校は、築後50年近くを経過しようとしておりますが、当時は今の物価の数分の1の程度だと思っておりますが、50年前に小学校と中学校を同時期に別々に建設しております。一般的には、安平町の小中一体型新校舎建設費概算でも明らかのように、小学校と中学校を別々に更新した場合の建設費は一貫校を当別中跡に建設した場合よりも割高になると予想しております。6月に開催された第2回定例会では、当別町一体型義務教育学校基本構想に記されているとおり建設基本設計の報告があり、実施設計、業務委託費1億3,997万5,000円が議決されました。ただ、最終的な一貫校建設の費用は実施設計報告書をもとにした建設費の積算と機関決定、最終案の建設費の議決があって初めて確定されるものであります。したがって、本年度中は実施設計業務委託調査を進めつつ基本設計の修正の可能性や学校建設に伴う財政の見通しについても十分な検討をすべきと考えます。

そこで、お伺いしますが、1番、当別小学校を解体する場合の経費や体育館等の補助金返還、起債残の対処法、または転用許可の条件や当別小の全てを解体せずに有効利用した場合、一層の経費節減が可能と考えますが、見解をお伺いします。

2番目、当初予定された建設費50億との比較ですけれども、国費、町単費、起債の増はどの程度であり、公共施設等適正管理推進債、ユニバーサルデザイン債の活用は初めから予定していたのか、また35億円の起債として3年据え置き20年償還となっておりますが、地方交付税算定に伴う国の交付金はどれくらいなのかお伺いします。

3番目、人口増、災害対策等による建物の増改築の余地や実施設計の委託報告に伴う事業費の見直し、圧縮はあり得るのかお伺いします。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

西村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 西村議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、町の人口問題についてお答えいたします。人口減の原因や人口減をとめられない要因についてでありますけれども、我々は次のとおり今分析をしているところであります。まず、人口減少の傾向ですけれども、ピーク時の平成11年と平成30年を比較してみますと、幼児期から青少年期であるゼロ歳から19歳の人口は、ピーク時の半分になっております。これ30年です。それから、20代から40代の若い世代、いわゆる子育て世代です。この人口もピーク時の半分の人口になっております。これに対して50歳から64歳までの人口は横ばいでありまして、そして、65歳以上の高齢者人口、これが60%強と増加、いわゆる60%ふえているということでありまして。こういったことから、子育て世帯の人口が減少していることに連動して出生数も減少していることが見てとれます。人口減少の根本的なところがここにあるというふうに私は認識をしております。

当別町は、札幌市に隣接しておりますので、こういった地理的な環境によって進学あるいは就職に伴って若い世代が札幌市等に流出してしまうという傾向は、これは昔からありましたが、平成11年までの人口増加の時期は、本町並びに太美地区における駅周辺の利便性の高い地域の宅地開発が進んだために子育て世帯の転入が増加し、2万1,000人に迫るぐらいまでの人口増加をすることができたわけでありまして。しかしながら、その後こういった利便性の高い地域での新たな宅地開発が進まなかったために、新しく子育て世代を転入させてくるということができずに現在の状況となっております。また、平成11年と平成30年とでは大きな人口の減少があったにもかかわらず、世帯数においてはほぼ同数となっております。正確に言えば若干ふえております。このことから、まず1点目に各世帯の中から若者が町外に転出し、世帯内の人数が減少していること、2つ目に世帯数が減らないために子育て世代が転入してくるための住宅にあきがないこと、これらのことも人口減少の要因となっているというふうに私は認識をしております。また、社会減、いわゆる転出者、転入者の差ですけれども、この部分でいえば町外への転出者については近年抑制が図られてきている。ですから、この差はここ近年縮まってきております。そういう点では、総合戦略の各プロジェクトの推進の結果として、少しずつではありますけれども、効果が出てきているのではないかとこのように私は感じております。一方、自然減については、先ほども述べましたように子育ての世帯が減少している分、出生数が減少している現状の中で、高齢社会により死亡者数が年々ふえてきておりますので、これは自然減が毎年ふえてきている、これも続いております。

次に、目標人口を検討する際の考え方についてですが、現在まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げております2040年に2万人という目標は、戦略に掲げた各プロジェクトが実

現し、その施策効果があらわれた場合、転出が抑制され、かつ子育て世代の転入増と出生数の増加につながって、過去のピーク時の人口規模まで回復させるのだということで目標を設定しているものであります。加えて申し上げれば、ピーク時の人口規模で整備した道路、下水道、こういった各公共施設のインフラを今後もしっかりと維持していくためにも、2万人に回復させるという目標は必要ということであります。現在の総合戦略もこととして最終年を迎えますが、人口の出生数以外のKPI、これはほぼ達成できておりますので、こういったことが今後の人口増につながっていくものと捉えております。ただ、人口増に直結するような住宅開発につながる事業、これは町単独でなかなかできるものでもありません。やはり民間ディベロッパーの誘致が必要となってくるもので、どうしても時間がかかっておりますし、かかるものである。ですから、今後の目標人口の中で人口減少に歯どめがかかる時期、これについては現在の想定よりも先に延ばさざるを得ないというふうに考えております。

次に、高齢者が活躍できるシステムづくりというご質問がありました。これは、議員ご指摘のとおり今人生100年時代を見据え、高齢者が地域の中でこれまで培ってきた知識と経験を生かして、自分らしい、生き生きと活躍する、このことはとても大事なことであります。また、高齢者が社会の一員として活躍することがみずからの生きがいとなるばかりでなく、その家族や関係する方々はもとより地域にとっても大きな活力となる、このことは私も感じております。このことは、高齢者自身の健康寿命の延伸にもつながることから、仕事や趣味の面などで高齢者が活躍できる場を今まで以上に広げていくことが大変重要だというふうに考えています。その実現には高齢者みずからが主体となった活動の推進やこれに重点を置いていく、みずから主体として高齢者がやってくれる活動の推進に重点を置く必要がありますけれども、現在活動を展開していますシルバー人材センター、こういったものを通じて、安心して生きがいを感じられる、そういったまちづくりを目指し、今後も行政として支援を行っていきたいと思います。

人口問題の中でもう一つ、さっぽろ連携中枢都市圏構想についてのご質問ですが、当別町として戦略的に圏域にかかわっていくことは西村議員ご指摘のとおりであります。そうしなければいけないと思っています。議員がおっしゃられました都市と自然が共存する町として、緑豊かなこの札幌市近郊の居住環境、これをアピールして、当別町に人を呼び込めるように、この連携中枢都市圏構想の中で進めていくことが重要で、これは人口流出ではなく、むしろ人口増につながる取り組みであると私は捉えております。また、加えまして私は札幌にある都市機能を当別町内に持ってくるような施策、これもこれから投げかけていくことが必要であると思っていますし、一方で当別町の持つ食料基地としての機能を札幌市民に十分に活用してもらうことも重要であると考えています。こういったことに加えて、町の住環境の向上のためには札幌市と隣接し、都市機能が十二分に享受できることを感じることができるよう札幌の中心と当別町との時間的な距離を縮めることが重要でありますので、札幌圏域内の公共交通網を充実させることについて訴えていくつもりであります。

ます。もう一つ、北海道の玄関口であります新千歳空港や、これからできます北広島市のボールパーク、あるいは石狩湾新港や小樽、こういったところへのアクセスを踏まえて、当別町民の移動手段並びに圏域内を周遊する観光客の利便性を向上させるために公共交通の環状化についても圏域内の自治体と協議をしていきたいと考えています。そして、近年の当別町の大きな課題としてあります地域医療の問題がありますが、これも当然こういった分野における広域的な施策展開についても申し入れをしております。

私が考えています札幌市及び圏域各市町村に提起すべき課題を挙げさせていただきましたけれども、札幌市を初めとした圏域内の自治体と戦略的な議論を重ねて、問題、またこちらからしっかり提起することによって、当別町の居住環境は少しずつ向上していくのではないかと期待しております。したがって、この連携中枢都市構想の推進によって、人口はむしろふやせるものであると私は確信をしております。

次に、財源確保についてのご質問ですが、第2期財政運営計画の目標達成の要因は、平成17年度に策定しました行財政システム再構築プランから継続して地方債残高の縮減に努めてきたことで公債費の毎年の償還額が徐々に減少したこと、そしてこの償還額が減少した分の財源を他の事業や基金の積み立てへ回すことができたこと、加えて歳入面でもさまざまな補助金の確保やふるさと納税の取り組み強化によって新たな財源を確保できたことが目標達成の要因だと考えております。また、今後の歳入増及び歳出削減についてですけれども、長期的に見て必要な事業は実施していかなければいけない。一方で、これまでの取り組みによって歳出の削減についてはもうぎりぎりまで切り詰めておりますので、今後は特に歳入確保の強化、さまざまな補助金を確保すること、あるいはふるさと納税の取り組みをしっかりと継続すること、企業版ふるさと納税に取り組むこと等々こういったことが重要だというふうに考えています。

次に、今後起債予定のうち交付税でどの程度措置されると想定しているのかのご質問ですが、今回皆様方にお見せしたと思っておりますが、策定した財政運営方針、これを見ていただけるとおわかりになると思っておりますが、例えば令和10年度の実質公債費比率を10.1%と今推計しておりますが、その中で元利償還額約8億円、これに対して交付税算入額を約5億円と想定をしているところであります。

3番目の行政の継続性と総合計画のご質問にお答えしますが、総合計画における変更点、新たな取り組みなどについてですけれども、現在策定中の総合計画では内包されます総合戦略編の部分が最重要ポイントになると考えております。これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げてきました施策をバージョンアップして、引き続き盛り込んでいくように考えておりますが、新たな視点としては、やはり居住環境をいかに整備していくか、こういったところがクローズアップされる計画になると考えております。また、西村議員が触れられました分野で申し上げますと、ICTの活用促進に向けて5Gの社会を意識したまちづくりを考えておりますし、加えて子どもの教育環境の充実、義務教育学校の建設と、その中で行われます教育内容を充実させていくことに力点を置くことになるかと認識し

ております。当然こういったことを実現していくためには稼げる町をつくり上げていかななくてはなりませんし、企業誘致と新たな起業、そして道の駅の発展などにより、経済の活性化を念頭に置いていくことはこれまでと変わりはありません。

それから、総合計画策定後の推進管理についてですけれども、これまでと同様庁舎内においては私が直接ヒアリングする総合計画の評価を通じて、また有識者による検証については、現在あります総合戦略推進委員会などで推進状況の分析を行うことによって課題を把握し、各事業の推進を行っていくように考えております。議員がおっしゃっておられます新しい事業にチャレンジする発想の取り込みというのは大変重要だと思います。ですから、今後ともチャレンジ精神は忘れずに事業展開を進めてまいりたいと思います。

最後の一体型義務教育学校についてのご質問でありますけれども、まず初めに当別小学校の有効活用についてですけれども、体育館の建設は平成23年度とまだ新しいので、この解体は全く考えておりません。その他の施設は活用と解体の両面でこれから検討してまいります。有効活用が可能なものはもちろんできるだけ活用し、経費削減に努めてまいります。これも議員がご指摘のとおりであります。

次に、当初予定されました建築費との比較で国費、町単費、起債額の変動に関してのご質問ですが、当初の段階よりも事業費が9億円増となっております。この財源の内訳につきましては、国庫補助金で4億円、地方債で5億円の増、一般財源は増減なしというふうに想定しています。

それから次に、地方債の活用についてのご質問ですけれども、地方債については、当然のことですけれども、議員おっしゃった公共施設等適正管理推進事業債、これを含めた全ての地方債の中から検討してきましたけれども、現時点では学校教育施設等整備事業債を活用するのが最も有利であると判断をしています。ただ、今後も活用可能な地方債については情報収集に当然努めてまいります。

また、地方交付税算定に伴う交付金、これに関してのご質問ですけれども、現在予定しております学校教育施設等整備事業債、これは充当率90%で、交付税措置は50から70%を見込んでおります。

最後になりますか、建物の増改築の余地や実施設計による事業費の見直し圧縮に関してのご質問ですが、現在実施設計を進めているところでありますけれども、当然のこととして担当部局のほうでは事業費の見直しや圧縮について取り組んでいるところであります。また、建物の増改築、こういった余地は残してあります。

以上、西村議員の一般質問に対する答弁といたします。

○副議長（岡野喜代治君） 西村君。

○3番（西村良伸君） 町長から人口減についてご説明いただきました。状況についても理解できますし、成果の到達点として人口目標をつくっているというのもよくわかりました。それから、老人と言ったらあれですけれども、今後も支援、推進をしていただいて、高齢者の活躍できるまちづくりをしていただきたいと思います。と考えております。

そこで、もう一点お伺いしたいのですが、初めに目標人口の積み上げについてお答えいただいたのですが、総合計画作成上、国調の人口とか住基人口をベースにして制定するというように理解しておりますけれども、当別町を創生する要素としては必ずしも住基人口が全てだとは私は思っておりません。例えば交流人口とか関係人口、寄附、ふるさと納税人口、これは私がつくった言葉なので、聞きなれないかもしれませんが、それから非住民登録、住民登録をしていなくて固定資産税を払っているような人もたくさんいると思います。こういうのも考慮して目標を決めないと、今のGDPや何かもそうですけれども、数字で捉え切れない部分はかなりあると思うのですが、例えば私の住む町内会を例にしますと550世帯が町内会費を払っております。住民登録は8月1日現在で352世帯800人となっておりますけれども、当別町の直近の世帯当たり人数から推計すると、200世帯400名程度の人口がカウントされていない中で固定資産税を払っているという状況であります。また、平成30年度のふるさと納税は6万9,925件、8億6,852万4,000円、平成29年度は3万1,199件、4億6,478万7,604円であり、平成30年度の町税収入21億1,193万3,387円に対して寄附金は8億7,104万4,000円で、これを1万6,000人の町税収入と8億7,000万を単純で計算すると、およそ町民約6,600人に相当すると私は思っております。さらに、道の駅来場者数は平成30年度75万6,035人であり、売り上げは約4億1,255万、ふるさと納税返礼品の額が4億3,200万5,000円ですか、と合わせると、直近の小売業のみの実績と比較するのが最も比率が大きくなるわけですが、それがありませんので、総合戦略の年間販売額目標185億の4%に相当するわけで、これも町民に換算すると700人程度の販売額になると思っております。この間、町長を先頭に努力され、着実に成果を上げている事業なわけですので、住民基本台帳人口だけでなく総合計画の実施成果として何らかの形で反映させるべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） ありがとうございます。今の議員のご提案は、議員は非住民登録固定資産税支払い人口とおっしゃったのでしたっけ、恐らくみなし人口といいますか、こういった人の税収面から算出して計画に生かすべきというアイデアというふうにお聞きいたしました。確かに人口は減少していますけれども、近年の一般会計の総額は増加してきております。だから、その要因としては確かに住民登録されていない方々からの納税、これはふるさと納税もその中の一つでありますけれども、こういった方々がたくさんいらっしゃるようになってきた、いわゆる財源を支えていただいていることが非常に大きいのであります。ですから、そういった方というか、そういったものを、いかにそれをみなし人口としてカウントしていくのか、こういったことは今後の研究にぜひ利用させていただきたいというふうに思います。そういったご提案ありがとうございます。

○副議長（岡野喜代治君） 西村君。

○3番（西村良伸君） ぜひ成果の上がっている事業については、これからも伸びていくように、伸ばしていくようによろしくをお願いします。

次に、さっぽろ連携中枢都市圏構想における当別町の役割については、町長からお答えいただいたように人口増につながっていくというふうに取り組んでいくというお答えですので、ぜひこれも実現していただきたいのですけれども、高齢者介護医療院等の施設の建設とか交通の便のよい住宅の提供、子育て世代の受け入れ、食料供給など当別ならではの位置づけを検討して、中枢都市圏構想を意識したプランをつくっていただけるようお願いしたいと思います。

それと、財源確保について移りますけれども、自主財源の確保や人件費の抑制、政策評価等と連動した予算編成、経常経費圧縮など事務事業の見直し、ふるさと納税寄附金の活用等の要因で計画目標が達成されたと総務文教委員会ですか、で提出された財政運営方針ですか、ちょっと正式名称忘れちゃったけれども、にも書かれていたと思います。また、今後庁舎、小中学校、地域会館、公営住宅、道路、公園、火葬場等の更新統廃合、長寿命化を行うために多額な公共施設等資産更新必要額が予想されておりますので、当別町公共施設等総合管理計画は28年度から令和7年度を計画期間としておりまして、個別施設計画の取り組みに当たっては財源確保、地方債、基金等の財源見込みも具体的に検討する必要があります。今後開催される定例議会で政策評価や予算編成方針についてはお伺いします。個別施設については、実施計画が提示されるごとに質問させていただきたいと思っておりますので、財源確保については再質問はございません。

ここで、当別小学校の有効活用について再質問させていただきます。お答えのように、当別小学校を有効活用していくというお答えでございましたけれども、当初予定されていた建設費50億と今回説明された59億の財源を比較していただきましたけれども、補助金が4億ふえる、それから交付税にも算入されるということで、算定されて交付税措置されるということでございますので、そういう9億ふえたけれども、4億もしくは交付税算定額を入れると4億以上の国費を確保して計画が変更されているというようなことも町民に説明したほうがよろしいのではないかなというふうに思っております。そこで、当別小学校は平成22年に耐震改修を、平成24年に体育館を建設しておりますけれども、当別小を解体、更地とした場合3億から4億程度の解体費が、外構を整備した場合4億円程度、体育館については、これを壊すと補助金の返還、それから起債残の返還が必要になると私は予想しております。これは私の予想でございます。また、先ほども申し上げましたけれども、安平町の事例ですけれども、小中一体型の義務教育学校の建設に当たっては、校舎の面積が1万2,220平米とちょっと当別町の一貫校よりは規模が大きいですけれども、小中学校別々に建設した場合、概算で一貫校のほうが8億程度建設費を削減可能という新聞報道がありました。当別小学校と当別中学校を別々に整備することは一事業としては規模が小さいものとなりますけれども、2校分の事業費は増大するなど再検討の時間的な問題や費用の面からも大変困難であり、これまで取り組んできた小中一貫校の実現のためにも現実的ではありません。このことから、基本設計終了時点では当初予算より9億増とのことですが、基本方針、基本構想に基づいて、経費も含め最善の方法で検討が進められてい

ると私は思っております。

そこで、お伺いしますけれども、当別小学校の校舎や体育館の転用については、何らかの転用する場合の制限というのがあると思えますけれども、施設を例えば役場庁舎、図書館、文化センター、関係団体の活動拠点、高齢者交流施設等への活用ができないのか。例えば当麻町では地元木材を使った役場庁舎を新築しておりますけれども、当別小学校の体育館が大変新しい建物なのですけれども、これを見ましたら、体育館をうまく利用すれば庁舎としても使用可能ではないのかなと思っております。体育館やプールはそのまま使うという考え方もあるかとは思いますが、当別小学校の有効利用について、コンパクトシティー構想にも合致するよう公共施設等の個別施設計画の策定作業で検討していただきたいと思えますが、見解をお伺いします。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） まず最初に、これは札幌中枢圏の件でしたか、議員がおっしゃられましたとおり当別町の役割を、おっしゃられた例えば高齢者の医療問題だとか、交通の便利のよい住宅だとか、それから子育て世帯の受け入れ、こういったもので当別町の役割をしっかりとプランに盛り込んで、札幌並びに周りのまちと進めていきたいというふうに思います。

それから、財源確保のほうはご質問ではないということなので、あれですが、その中で当別小学校の再活用ということについての今お話がありました。今議員からもご指摘ありましたとおり、それこそ役場庁舎も含めて図書館あるいは高齢者交流施設、文化センターなんかもそうですか、こういったものに活用ができないのかということ、体育館に限らずほかのものも含めて鋭意やっていく、これは今我々もそういう方針で進めておりますので、公共施設今全般に見直しをしております、立地適正化計画を作成中でございますけれども、その中の一つでこれを十分検討して、今後有効に活躍し、経費の削減に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で西村君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、島田君の質問であります。

島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、町立図書館設置についてお伺いをいたします。宮司町長は、平成25年8月に町長に就任して以来、公約である図書館建設に向け、早速タスクホースという、当時我々にはまだ聞きなれないプロジェクトチームを速やかに庁舎内に立ち上げ、意欲的に図書館建設にスタートを切りました。翌平成26年4月には、町長は当別町図書館像検討委員会を条例で早速設置し、翌年2月にはこの検討委員会より当別町にふさわしい図書館像の基

本構想が町長に答申されております。検討委員会のメンバーの中には、速やかに次の基本計画策定作業に入るものと期待していた人も多かったことと思います。しかし、期待していたような動きが一向に見えないことから、平成27年11月には町内のNPO法人を初め2,330人の署名をつけて基本計画の早期着手の陳情が当別町議会に提出され、審査の結果、平成28年3月定例会で願意妥当としてこの陳情は全会一致で採択されております。陳情団体は、町や教育委員会にも議会と同様の要望書を提出するなど、その後も図書館設置に向けての予算要望やさまざまな要望活動を今日でも粘り強く続けております。しかし、残念ながら検討委員会から答申を受けて丸4年を経過した現在でもいまだ基本計画策定に向けての動きが示されておられません。平成29年1月以降は、町や教育委員会は図書館建設については今後の公共施設の整備のあり方を検討する中で新設を含む複合施設として建設する考えを示しているだけであります。ちょうど1年前の平成30年9月定例会において、私の一般質問において町長は、図書館建設については私の公約ですから、私の任期中には何とかしたいと決意を述べるにとどまっております。宮司町長の2期目の任期も残すところ2年を切っており、現在町や教育委員会はこれまでにない総事業費約60億と言われる大型プロジェクト、小中一体型校舎建設に向け今取り組んでいる、このような状況の中で、課題となっている図書館建設について町長はどう取り組むのか、改めて町長の決意をお伺いいたします。

次に、今の当別町や教育委員会の現状を考え、図書館建設に対する町民要望を踏まえると、現実的な対応が必要ではないかと考えます。そのために現況の図書室のある学習交流センターの建物全体を図書館設置条例で町立図書館として位置づけるとともに、専門職である司書を配置し、さらに町民からボランティアを募るなど、将来建設される図書館への基礎固めを今からできることは早急に取り組んでみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

図書館は、箱物をつくったら終わりではありません。これまで議会側でも多くの先進的な図書館を視察してまいりました。新設ばかりでなく公共施設のリノベーション、またはあいている民間の施設の活用などです。そこで、多くの館長は皆ひとしく言っていることは、図書館が町民に快く利用され、地域の情報やコミュニティーの拠点になるには図書館を運営している人材を育てる大切さであります。箱物よりそこで働く人材が一番大事だという共通の答えです。今の図書室から条例を制定し、図書館へ移行設置することで意識改革が起きます。このままではだめで、皆何とかしようと考え、動き出します。以上、条例制定の趣旨を述べ加え、教育長の建設的な答弁を期待いたします。

次に、緑町の湯山家旧宅において現在NPO法人が幼児や児童向けの図書を所蔵し、文庫をボランティアで開いていることを町長、教育長は周知していると思います。この湯山友一は、岩出山藩、伊達邦直の家臣として明治4年、岩出山から聚富に渡ってきた160名の第1次当別移住者の一人であります。湯山家旧宅は、その湯山友一が明治12年に現在地に家を建て、今もなお現存しているこの旧宅は建物そのものが当時の面影を残す歴史的な

建造物であります。現在築141年とお伺いしております。図書館設置条例の制定に合わせて、建物の所有者やNPO法人の理解と協力を得ながら、これを町立図書館の分館とすることをぜひ検討してはどうか教育長の考えをお伺いいたします。

次に、来年は当別入植150年となる節目の年です。これを契機に当別入植100年を記念して建設し、その後閉鎖されたままになっております旧当別町開拓郷土館に所蔵されている歴史資料を図書資料とともに一括して管理活用できる図書館づくりを今から始めるべきではないでしょうか。私はそう考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

次の大きな項目に移ります。住民に災害情報を迅速かつ的確に伝送するシステムの整備についてお伺いいたします。近年甚大な被害をもたらす自然災害が頻繁に発生しており、昨年9月5日の台風21号による強風被害、翌6日には震度7の胆振東部地震など、北海道においても大規模な土砂崩れやブラックアウトという大きな災害がありました。つい最近でも9月9日の台風15号被害により千葉県では50万戸以上が停電し、断水を8万戸以上、さらには電話が繋がらないという市民生活に大きな影響が出ました。停電あるいは断水においては、10日以上たった今日でも完全復旧していない状況が続いております。今回の質問は、頻発する災害時の重要なインフラとしてワイファイの環境の整備はもちろんであります。事前に効果的な備えをしていくことが災害から被害の軽減を図るという意味からの質問であります。災害に関する情報を住民に迅速かつ的確に伝える整備システムが何より必要ではないかと考えます。災害時は、インターネットや携帯電話など繋がらないことも想定しておくべきで、市町村防災行政無線は災害時における通信のふくそうや発信規制がないことから、自治体と住民及び防災関係機関相互間の災害情報伝達の手段として極めて有効であります。同報系と呼ばれるものに市町村役場と屋外拡声スピーカーによるものや各家庭や事業所等に設置される戸別自動受信機を結び、情報を一斉通報できるものがあります。また、一方では移動系として市町村役場に設置した基地局と移動局、車に車載型、携帯型との間または移動局相互間の通信システム等があります。そのほかとして役場基地設置の必要のない80メガヘルツ帯の電波を利用したMCA無線や、また最近では地域コミュニティーFM放送を活用した方法などが考えられております。そこで、2点についてお伺いいたします。

1つ、当別町は現在市町村防災行政無線を導入していませんが、今の対応で十分と考えているのか、今後導入していく考えはあるのか伺います。

2点目、北海道における市町村防災行政無線等の整備状況では、全道179市町村のうち未整備町村、20町村あるのですけれども、その中に当別町も入っております。国の緊急防災・減災事業債制度、これは来年、令和2年で終わる事業ですけれども、この制度を有効に活用して防災拠点施設となる役場庁舎の整備あるいは建てかえ等を視野に入れた防災行政無線システムを早急に整備すべきと考えますが、この点についてもお考えをお尋ねいたします。

最後に、3つ目の項目です。刑務所や少年院出所者の再犯防止、社会復帰に向けた支援

についてお伺いいたします。石狩地区保護司会では、このたび更生保護の一環として犯罪や非行の前歴のために働き場所を見つけれない刑務所出所者あるいは保護観察対象者等とその事情を理解した上で雇用し、再犯のない安全な社会実現に向けて今石狩地区協力雇用主会を設立する動きがあると伺っております。既に札幌協力雇用主会連合会では、現在20地区の協力雇用主会があり、会員会社677社で雇用面でのサポートを通じて社会復帰のための重要な役割を担って活動を行っております。現在刑事施設に収容される受刑者数は近年減少傾向にあります。再犯による再入所者数は余り減っておらず、入所者全体に占める割合は平成28年では48.7%と上昇を続けております。このようなことから、刑務所出所者などが社会で自立していくためには本人の意思と努力が必要であるとともに社会の中で適切な居場所や仕事を持つことが何より重要と考えられております。そこで、今回設立しようとしている石狩地区協力雇用主会の活動を支援することが必要ではないかと考えます。石狩市では、新聞報道でもありましたように既に支援を表明しておりますが、当別町に協力要請があった場合どのような支援をしていくのかお伺いいたします。

1つ、刑務所や少年院出所者の再犯防止、社会復帰への支援として地域事業者への協力雇用主会への参画を促す周知、啓発活動を行っていく考えについてお伺いいたします。

もう一点、町が発注する工事において協力雇用主に対する優遇措置を導入する考えなどについて、あればお伺いいたします。

以上を申し上げ、私の一般質問といたします。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 島田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、町立図書館設置についてのご質問ですけれども、図書館建設につきましては、昨年9月の島田議員からの一般質問でも答弁しておりますように、複合施設としてつくっていきたい、よりよく使用されるためにも複合施設ということで考えてきております。確かに時間が想定以上にかかっているというのはじくじたるものがありますけれども、その複合施設がなかなか進まない、そういった中で決めるに至っていないということでもあります。今先ほども申し上げましたけれども、公共施設のあり方、これを全面的に進めておりまして、町全体の公共施設のあり方の中で検討をしていきたいと思っております。要はつくりたいという強い思いは全く変わっていませんし、私の任期中に方針を明確にできればと今も私は思っております。

あと、図書館設置条例等についてのご質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

2つ目の住民への災害情報の伝達の現状と今後の対応について今ご質問がありました。今現在の対応で十分とは決して思っておりません。町としてこれは大変重要な課題で、何とか今後向上していかなければいけないという認識をしております。

あと、災害時における住民への伝達手段としては、議員からもご指摘ありましたけれど

も、防災行政無線あるいはMCA無線、それから地域コミュニティーFM、こういったもののほかにも登録制メール配信あるいはテレビプッシュ配信システム、今こういったさまざまな伝達手段が全国各地で導入されているところであります。我々の姉妹都市の被害に遭った宇和島なんかも今災害があったこともあって国の補助が非常につきやすいということもあって、幅広くいろんな多様性を持った対応をしているところであります。本町で今までどんなことをやっていたかといいますと、Jアラート、それからエリアメール、それから当別町防災情報一斉メール配信システム、町内会長への電話とかファクスでの連絡、町のホームページの掲載、あとは広報車や緊急車両による巡回放送等々を活用してきておりました。加えて本年6月にヤフー株式会社と災害時における情報伝達に関する協定を締結しまして、スマートフォンアプリのヤフー防災速報を介して情報伝達を行うなど、各種の手段を用いて重層的に情報伝達できるように取り組んできたところであります。ただ、先ほど申し上げたように今で十分だと思っておりませんので、さまざまな手段のうちどういった手段がより効果的なのかを見きわめて、障がい者もおられますし、高齢者もおられるし、あるいは子育て世代や学生など、あらゆる住民生活に対応した多様性のある情報伝達手段について、この緊急防災・減災事業債、今議員からご指摘のあったこれの活用を視野に入れて研究を進めていきたいというふうに考えております。

3つ目の刑務所や少年院出所者の再犯防止あるいは社会復帰に向けての支援をどうするかというご質問であります。議員ご発議のとおり当別町を含む石狩地区の保護司会が協力雇用主会の設立準備を進めておいて、年内に発足予定であるということは私も聞いております。これはもう議員もおっしゃるように出所者を自立させ、再犯をなくす、これは安心して暮らせるまちづくりのためには非常に重要でございますので、そのためにやはりその方を雇用しようとする地域の事業主の存在というものは欠かせないというふうに思います。現在町内に保護観察を受けている方は実はいないのですけれども、町の中にはです。石狩地区保護司会当別分区として、ここと連携して今後どうするかを考えていきたいと思っております。

あと、町が発注する工事において、協力雇用主になったときに優遇措置、こういったものをやらないのかというご質問ですけれども、企業が出所者を雇用することは社会貢献となるというふうには、これも当然のことで、私もそういった認識があるので、そういった企業に何らかのインセンティブを与えたいというふうには考えています。ただ、大都市で実施していますポイント制、これの発注方法については当別町の規模ではなじまない。ですから、導入をすることは現状ではちょっと困難かなというふうに思います。ただ、町内の事業者でも国や北海道の工事をこういったところで参加しておりますので、実際にこれに雇用を受け入れる、あるいは登録する、こういったことでポイントが稼げれば、それが国や道の工事においては優遇措置ということになるというふうに思います。ですから、協力雇用主になる町内の事業者はふやしていければいいなというふうに考えております。

私からの島田議員への一般質問に対しては以上で答弁とさせていただきます、あとは教育長

のほうからお答えをいたします。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 島田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、図書館設置条例制定についてでございますが、これまで教育委員会といたしましては、平成26年度の図書館像検討委員会での議論や答申を受けまして、条例の制定は図書館新設と一体というふうに捉えてまいりました。しかしながら、新設に向けて時間を要していることもあり、先行して条例を制定し、さらなる住民サービスの向上につなげたいというふうに考え、その制定に向けて順次準備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、湯山家旧宅の分館についてのご質問であります。運営のNPO法人の皆様には長年の活動に対しまして教育委員会といたしましても敬意を表しているところでございます。お尋ねの分館とすることにつきましては、NPO法人側から打診を受けてということではありませんので、お答えは控えさせていただくのでありますが、町全体の読書推進計画あるいは図書環境の整備といった観点から、そういったことが必要であるというふうな状態になれば検討していくということはやぶさかではないかなというふうにも考えております。

次に、伊達記念館、旧開拓郷土館の歴史的資料を活用した図書館づくりということでございますが、実は図書館像検討委員会の答申の中にも地域の歴史、文化を伝え、支える図書館ということが構想の柱の一つに位置づけられております。教育委員会といたしましても、図書館での歴史資料の活用は大変重要であると考えておりますので、具体的にどのような手法あるいは形での活用が望ましいのか、図書館新設とあわせて中で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、島田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。

○13番（島田裕司君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、上から、1番目から再質問のほうに入りたいと思います。まず、町立図書館設置についての町長の残り任期でどのような取り組みをされるのかという再度決意をお伺いいたしました。昨年、私が1年前に聞いた答弁というか、町長の図書館に対する熱意は今も変わっていないのだなということは改めて感じられましたけれども、私はもう少し踏み込んだ答弁があったのかな、期待していたのですけれども、それは逆に町長の口でなくて教育長のほうから後ほど答弁されましたように、条例を先行するというような形で進めるということを教育長が述べたのかなというふうにも、これは町長の指示が確かに動いているというふうに私は感じた次第であります。しかしながら、任期中に何とかしたいという、どこまでするのかということ、聞きたいの。そこを答弁なかったものですから、何とかしたいというその意味、具体的にもう少し、条例はでは来年の当初、来年早々本当に条例制定として出していただきたいというふうに思っておりますが、これは教育長が答

弁するのか町長が答弁するのかわかりませんが、その辺任期中に何とかしたいという意味の答弁を再度確認の意味でお願いしたいと思います。

また、ことしの6月に図書館法が改正されまして、図書館の所管がこれまでの教育委員会から町部局に移管が可能になったということでもありますので、図書館の設置については先ほども申し上げましたようにぜひ町長の強いリーダーシップで進めていただきたい。もし町長の図書館の所管の移転に関する考えがあれば、お聞きしたいというふうに思っております。時間余りないわけですが、先ほど西村議員の一般質問の中でもありましたように高齢者が活躍できるシステムづくりをしてはどうかという質問に対しても、町長はまさにそのとおりだと。高齢者がやはり活躍して生き生きできるまちづくりこそこれからの人口をふやしていく手だてになるのだというお話もありました。まさに町長が言われていることが図書館をつくるということなのです。やはりその町で図書館を利用したりすることによって高齢者やいろんな人がそこをコミュニティーの場とすること、これが図書館を設置する最大の意義ですので、ぜひそれを積極的にしていただきたい。

また、ある知人から教えていただいたのですが、NHKスペシャルで「AIに聞いてみた」という番組が去年あって、そこでは長寿日本一になったのが山梨県だと。山梨県は、図書館率というか、図書の数が日本で一番多いと。あるいは、小中学校の図書館司書を配置しているのが98%とか97%という非常に、やはり子どものころから読書に親しんでいる県民はそういった意味では日本一の長寿になっていた。皮肉にも健康にいいと言われている運動とかスポーツは、山梨県が一番最下位にランクされている県だったという、そんな話やら、先日私も行ってきましたけれども、「ニューヨーク公共図書館」というドキュメンタリーの映画を今やっております。ぜひこれも時間がありましたら町長、教育長見に行かれて、今の一番世界ですばらしいと言われている図書館像というのが、まさに図書館像がそのドキュメンタリーの中にありましたので、参考になるので、ぜひ行っていただきたいと思っております。

1番については、町長の再度の思いをお伺いしたいと思ひ、再質問といたします。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたけれども、新しいいわゆる図書館、新設したい、しっかりした図書館建てたいという気持ちは今でも全く変わっておりません。ただ、時間も本当にかかっている、そういった私もじくじたる気持ちがあることを含めて、まず第一歩、歩を進めなければということで、条例制定はやろうということで教育長とも十分打ち合わせをして、その方向性を出したところであります。これは、やっぱりそのことによって町民がサービスを受けやすく、コピーとりもできる、いろんなサービスが図書室よりは図書館のほうがということである。これはやはりそうであるならば、それをぜひ進めようということで今回答したわけでございます。一方で、今議員からもお話があったように高齢者も含めたコミュニティー、図書館というのはコミュニティーの集まる場所ですよね。そういったこともあるので、新館については総合施設と一緒にやるのがやっぱ

り効果が高いよねということで、なかなかそちらが進まないこともあってというのが現状であります。ただ、さはさりながら町の文化程度、文化程度というのはやはりこういった図書館だとか、いわゆる読書に親しむ、あるいはみんなが集う、そういったものはある意味では町民の意識のバロメーターにもなりますので、この図書館を今後も設置していくことは何ら今までと変わったことはない。時間がちょっとかかっている点について、お時間をもう少しいただきたいということでありまして、決意のほどを述べろということについては決意を持って、強い思いを持ってやっていくということでありまして、ご了承というか、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 改めて町長の決意をお伺いいたしましたし、先ほども申し上げましたように図書館の設置条例を先行するというふうに方向を転換されたということを非常に評価したいというふうに思っておりますので、複合施設ということにこだわることなく、逆に図書館の複合施設として役所が入ると、本当にそのぐらいのつもりで、意気込みで取り組んでいただけるものと私は期待して、次の再質問に入ります。

2番目の図書館設置条例の制定については、教育長が今先行して準備に入って取り組むということをお答えいただきました。本当にこれは春先からいろいろ議論、教育委員会の中でも議論されたこととは思いますが、今回私も一般質問をするに当たって検討されていたというふうに思っておりますので、ただ1点だけ、これは図書館、専門職の司書の方を配置するというのも含めて、条例制定するということはそういうことだというふうに理解するのですけれども、その予算的な措置も来年間に合うのかどうか。間に合うために私今この9月に立っているのですけれども、その辺のいつぐらいを時期に設置するという、見通しをお聞きしたいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 再質問にお答えいたします。

条例制定の制定時期につきましては、何月とか何年とかということは今できませんが、準備が整い次第というふうに考えております。そんなに長い時間の想定はしておりませんが、具体的な月日とか年度とかという形ではちょっとお答えできないということでございます。今再度の資料検証も含めてやっているところでありますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。

○13番（島田裕司君） （2）の再々質問で最後ですけれども、今の教育長の答弁ではなかなか町長の決意と、町長はやはり任期中に何とかしたいということで条例制定まで先行するというふうに考えを持っていらっしゃる。ということをお聞きすると、あと残り2年の中でどこまで道筋をつけるかという、そんな時期は言えないとか、やはりもう来年からやりますというぐらいの意気込みでないと、図書館設置条例だけつくって、つくり

ましたで終わってしまうのではないかとということも町民の方は、そこまでやはり来年に向けて、もう来年度の新年度からスタートできるように準備していくのだという、そういう意気込みがあるかないかお聞きしたいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 再々質問にお答えいたします。

私の立場といたしましては、今何年何月とかということとは言えないということでありまして。いいかげんなことは言えるはずもありませんので、言いませんけれども、意気込みということでありましたら、子どもたちの読書環境の整備ですとか、そういったものも積極的にやってまいりましたし、各学校への司書の配置等も、これも私になってからやってきましたし、その辺は重要なことだというふうに考えていますので、それとあわせてしっかり取り組んでいきたいと。そんなに長い時間かけるようなものでもないというふうに思っています。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。

○13番（島田裕司君） ぜひ来年に向けて、これは条例制定はもうそんな難しい話でなくて、各町村の、月形のとかが、僕も遠軽とかいろいろな条例見ましたけれども、紙1枚ぐらいのものです。だから、それより一番大事なのは、先ほども言いましたように意気込みですよね。意気込みということ、図書館をつくってそういう機運を高めていく、そういうことをぜひ期待しております。

次の再質問に入ります。（3）番目の湯山家旧宅を条例制定に合わせて町立図書館の分館を検討してはどうかということについては、なかなか今の段階ではお答えできないというような中身だったと思いますけれども、先ほども私が質問したように建物全体が歴史的建造物であるということ、また公的なものとして活用すること、これは文化財とか文化を未来につないでいくということは本来行政のあるべき姿だというふうに考えております。その文化財を保護するという、そういう観点から、条例制定後速やかに図書館の分館とするということについて、本当に僕は可能だと思うのですが、改めてこれは教育長はそういう予算も持っていないしということもあるのでしょうかから、町長のご意見はどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時42分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

島田君の再質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 再質問にお答えいたします。

湯山家の旧宅につきましては、文化財保護ということの観点からいいますと、文化財と認定されたわけではないと思いますけれども、歴史的に見ても大変貴重な建物ですし、当別町にとっては大事なものだというふうに私は認識しております。今は図書の話ですので、図書館の分館としての湯山家の旧宅へのアプローチと文化財保護というもののアプローチというのは全く違うわけですから、この辺は区別していかなければいけないと思いますけれども、湯山家旧宅につきましては私の見解としてはそのような見解を持っておりません。ということでよろしいですか。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 今の件についての最後の質問になりますけれども、教育長自身も今言われたように歴史的建造物としては認識しているという答弁であります。それと図書館の分館とは別だというようなことを言われたのですけれども、あくまでも今現在あそこをそういう歴史的建造物をNPO法人の方が児童文庫として活用されていると。そういう意味からいって、あそこは図書館のそういう児童とか幼児向けの図書を持った図書館なのだという、そういう位置づけから、ぜひあそこは条例制定に合わせて町の管理のもとにすべき、そういう考えについてどうかというのが趣旨ですので、歴史的な建造物と図書館とは別だということではなく、それをあわせてその建物の所有者の意見とか現在あそこで活動されているNPO法人の方とも十分協議をして、今後本当にそういうことが可能かどうかも含めてこれはそういう動きをしていただきたいと思えますし、過去にあの湯山邸を町に寄贈したいけれども、どこが言ったかちょっと確認しておりませんが、それは受けられないというふうに言われて断られたというふうに、私はそのように聞いたものですから、そのようなことではなくて、図書館設置条例今するというふうに方向をとったのですから、今あそこをせつかくあのようにいろんなところから寄附とか、そういう財源を集めて努力しながら運営している、ああいう児童文庫をなくすことなく、やはりああいう歴史的建造物と一緒に町もそれに何らかの形でかかわるということをぜひしていただきたいと思えますけれども、それについて答弁していただきたいと思えます。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 再々質問にお答えします。

先ほどもお話し申し上げましたが、あそこのNPO法人の皆様には本当に子どもたちのために真摯に活動していただきまして、お礼を言わなければいけませんし、敬意を持っているところであります。ポリシーを持って活動されている方々に対して、申し出も今受けたわけでもありませんので、そういったことをこちらから持ちかけるというのはちょっと失礼なことにもなりかねませんので、その辺はやはり打診をもって検討していくと先ほどお話ししましたけれども、そういうような判断に私としてはならざるを得ないということでございます。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。

○13番（島田裕司君） ありがとうございます。今の件については以上とさせていただきましても、今後十分NPO法人の方ともいろいろ協議をしていただきたいと思います。

時間が余りないので、郷土資料館については再質問はありませんけれども、要望として、この開拓郷土館の所蔵物、資料等が当別の2カ所の小学校に郷土学習資料として活用するという形で展示されているのですけれども、これ資料がなかなか十分活用されていないのではないかという気がしております。何年も放置されたままの状態であるというような、保護者の方からも聞いておりますので、ぜひそういうことも今後図書館づくりの中で検討していただきたいと思います。

2番目の緊急防災システムですけれども、これやはり町長も早急にとということも言っておりますので、最低限でも基地局の必要のないMCA無線とか、地域FMとか、そういうことについて検討して、早急に最低限でもMCA無線機、そういうのを設置して、まず職員はそれを使いこなせる、そういう訓練もぜひ必要だと思いますけれども、それについての見解をお伺いします。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 確かにMCA無線というのは、ワン・オブ・ゼムというふうに認識しています。これは、どちらかというただ職員の連絡ということで、各家庭にというところまでは多分いかないの、これだけがということ、これを先行させるかどうかも含めて全体の中でやはり見ていかなければいけないなと思います。今やもうご存じのとおりICTとかそういったものがどんどん、スマホだとかも発達していますので、これもやはり年齢別にいろんな使い方が違うので、そういうこともしっかり分析をし、できるだけはないですね。災害が起こったときにはいち早く皆さんに伝達できるシステムを構築していかなければいけないと思っていますけれども、これはワン・オブ・ゼムであるということでお答えにさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 島田君。あと19秒です。

○13番（島田裕司君） 防災無線については、これから緊急性がありますので、隣の新篠津村でも、先日我々3人会派で行ってきまして、参考になりましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後のことについては、石狩地区協力雇用主会については理解いたしました。

ありがとうございました。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で島田君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

次に、通告3番、山田君の質問であります。

山田君。

○9番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い大項目で3件、町長、教育長にそれぞれ質問いたします。

まず初めに、とうべつ花火大会について何点か町長にお伺いします。1点目として、とうべつ花火大会の意義をどのように認識しているか伺います。とうべつ花火大会は、毎年8月13日に開催され、当別神社の例大祭の前夜祭として商工会青年部のビアパーティーと連携して開催され、ことしで5回目を数えます。ことしの集客数は1万5,000人を超え、町内で最大の集客を誇るイベントとなり、町内への経済効果は大なるものがあると捉えております。主催者であります社団法人当別青年会議所の調査によれば、来場者の約8割は町外の方々とのことです。花火大会の当日の夕方、JR当別駅からおりた人たちが阿蘇公園の花火を見物に列をつくっておりましたし、車での来場者も多く、駐車場もすぐに満車状態となっております。人口減少問題を喫緊の課題として交流人口増を目標に掲げる宮司町政として、とうべつ花火大会の意義をどのように認識しているか、まず伺います。

次に、今後花火大会の開催支援は考えられないか伺います。とうべつ花火大会は、第1回から第3回の3カ年は北海道のまちづくり総合交付金の助成を受けて開催されました。4回目、5回目の開催は、自助努力により町内企業、団体及び個人の協賛金により運営されました。主催者である当別青年会議所としては、今年度の第5回とうべつ花火大会を一つの区切りとして、来年度以降の開催については当別町、当別町観光協会並びに当別町商工会などの関係機関と協議しながら新たな運営体制を検討したい意向であると聞いています。当別町は、総合戦略実現のため、地域の観光資源を生かした交流人口増加対策に積極的に取り組んでおられます。毎年2月に開催されるあそ雪の広場は、ことしで37回目を数え、当別町観光協会が主体となり、またことしの6月に開催された第36回当別町夏至祭は、当別・レクサンド都市交流協会が主催となり、それぞれ当別町より補助金を受けて、多くの民間団体、そして多くの町職員の運営協力を得て実行委員会形式で開催し、毎年町内外から多くの来場者でにぎわっております。さらには、一昨年オープンした北欧の風道の駅とうべつは、当別町と町内企業の出資により設立され、地域商社tobeの運営により年々多くの来場者を町内に呼び寄せています。このようにそれぞれ町より支援を受けて運営されております。一つのイベントとして町内最大の集客を誇るとうべつ花火大会は、これまで5回の開催を通して町内外での認知度も高まり、一つの観光資源として定着したと私は捉えております。そこで、総合戦略を着実に推進するために観光資源として大きな価値を持つとうべつ花火大会を今後も継続して開催するために、当別町として今後に向けてど

のような支援、施策が考えられるか伺います。

次に、当別町150年記念事業としてとうべつ花火大会をPRに活用できないか伺います。来年は、当別町150年という記念すべき年であり、新聞、マスコミなどいろいろな場面で当別町のPRがふえると予想されます。町外からの交流人口増のためには、この当別町150年を大いに活用すべきであり、開拓の歴史である当別神社、阿蘇公園で開催されますとうべつ花火大会は、その主要なツールになり得ると考えます。150年記念事業にとうべつ花火大会を位置づけ、とうべつ花火大会が持つ集客力を当別町のPRに活用すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、大項目の2つ目でありますけれども、今年度の除排雪について伺います。昨年12月に、雪対策協議会にかわり町道の除排雪を効率よく、効果的な作業に向け、町と除雪業者と43の町内会の3者の共同により、相互の連携を深め、冬期間の道路環境の向上を図ることを目的に当別町除排雪連絡協議会が設立されました。当別町は特別豪雪地帯に位置づけられており、災害対応に等しい水準での雪対策が求められております。当別町が独自に町外への転出者に対して行ったアンケート調査によりますと、転出理由の多くが雪の多さとなっており、除排雪対策の充実による住環境の改善は人口減少対策として早急に取り組むべき課題であり、総合戦略プロジェクトにおいても各家庭への除排雪支援制度の検討が掲げられております。また、近年人手不足問題がテレビ、マスコミ等で取り上げられております。北海道の生産年齢人口は2015年から2045年の30年間で約40%が減少すると予想され、労働集約型産業であります飲食業、宿泊業、運輸業、建設業、農業等では人手不足がさらに進行する可能性があると言われております。具体例として、トラックドライバーの場合、2017年から2027年の10年間で人手が17.2%減少する可能性が試算されており、当別町の除排雪業者の多くが運輸、建設、農業の方で構成されており、除排雪体制に大きな影響があるのではないかと懸念されます。毎年当別町商工会においても雪の処理についての相談や申し込みを受けておりますし、昨年も商工会が窓口となって町内の11の建設、工業の事業者に登録をいただき、屋根や各家庭の玄関先の除排雪に対応しておりました。先日その中の事業者から従業員の高齢化、労働時間等で人材の確保が困難になったとのことで事業登録を辞退してきたとの報告がありました。また、民間で長く商売を営んでいる方より、十数年店舗前の除排雪を契約していた業者より人手不足から今年度より契約辞退の申し出があったとのことであります。このように今冬の、また今後の当別町の除排雪体制に影響が出るのではと危惧されます。そこで、伺います。

1点目、人手不足によりことしの除排雪体制に影響はないのか。

2つ目に、ことしの除排雪の出動回数、降雪量への基準、出動時間は例年と同様と考えてもよいのか。

3つ目に、除排雪問題の将来的な課題は何か。また、そしてそれに対する対応はどのように捉えているか。3点伺います。

次に、大項目の3点目ですけれども、一体型義務教育学校の建設について、これは教育

長に伺います。現在本町地区の小中学校にかわる小中一体型の義務教育学校の建設事業が2022年の4月開校に向けて進められております。ことしの6月に実施計画が業務委託され、来年、2020年の春に工事着手の予定と捉えております。私は、当別町の教育環境が大きく変わる大切な事業であり、未来ある子どもたちのために大いに期待を寄せております。そこで、一体型義務教育学校の建設について教育長に2点ほど伺います。

1点目は、ことしの7月の25、26日に行われた一体型義務教育学校の住民説明会においていろいろな意見、要望が出されておりました。義務教育学校の建設に期待を寄せている地域の方も多い一方で学校の規模や内容が十分に伝わっていない声も大きく聞かれました。そこで、義務教育学校の建設事業について地域の人たちの理解度をより高めるために、新しい学校のあり方や義務教育学校とは何かを考えるシンポジウムやセミナーなどを町民に向け、義務教育学校を一緒に考えていく取り組みを多く行うべきと考えますが、教育長の考えを伺います。

2点目に、義務教育学校の建設事業費について企業版ふるさと納税の活用は考えられないか伺います。義務教育学校の建設ということで、総工費は解体費、外構工事費を含め約59億円であり、財源としては国からの補助金が約14億円、地方債が35億、一般財源が約10億円見込まれております。国の補助金以外の財源が起債に大きく依存しており、できれば将来負担を減らすことを模索すべきと考えますし、西村議員も質問しておりましたが、財源確保に向けた取り組みが私も必要と考えます。企業版ふるさと納税は、正式名称を地方創生応援税制として2016年4月に制定された後発の制度であり、地域活性化に向けた地方自治体の取り組みを支援するこの企業版ふるさと納税制度を利用した企業の税の軽減について、来年度、2020年度の税制改正において寄附額の9割に引き上げる方向で調整に入ったと先日新聞報道されました。企業の税軽減は、内閣府が認定した地方自治体の活性化事業が対象で、企業が自治体に寄附すると寄附額の3割が軽減される一般的な制度に加え、現在は特例としてさらに3割を法人関係税から控除しており、合わせると実質負担は現在約4割まで軽減されております。それを来年度、2020年度より特例分の控除額を3割から6割にすることを検討中とのことであり、実現すれば企業の持ち出しは寄附額の1割となります。自治体の事業作成には内閣府の認可が必要ですが、制度の使い勝手を高めるために活性化事業の詳細が固まる前でも企業が寄附できるようにしたり、自治体が複数の事業を一括して国に申請できるようにすることも検討中とのことでもあります。企業版ふるさと納税の2018年度の寄附総額は全国ベースで三十数億円の見込みで、返礼品が人気で2018年度5,000億円を超えた個人版ふるさと納税と比べると大都市から地方への資金の流れは少額ではありますが、税制改正において要望が盛り込まれれば企業側としては節税としての税制メリットを受け、また地方創生事業に貢献する企業としてアピールができるなど、地方自治体の発展、そして企業自身の発展にもつながり、企業としては2つの大きなメリットを受けることとなります。私は、企業側の持ち出しが実質4割、さらに1割となるのであれば、企業側として節税と地域貢献の2つのメリットを受けることとなり、寄附に対す

るハードルはかなり下がると思います。私は、義務教育学校の建設については、先ほど町長答弁の中にもありましたけれども、この企業版ふるさと納税、この制度を活用し、財源の確保に努めるべきと考えますし、今年度のうちより町外の企業に声をかけ、内閣府へ地域再生計画を提出し、寄附金を集めることができるように準備を進めるべきと考えますが、教育長の考えを伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく答弁をお願いいたします。

○副議長（岡野喜代治君） 山田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、とうべつ花火大会のご質問についてでございますが、花火大会の意義については非常に多くの方が集い、当別町を最も活気づかせるイベントとして、山田議員と同じく私も高く評価をしております。主催しています青年会議所の皆様に敬意を表したいと思います。また、花火大会と同時にビアガーデンを開催して下さって、一層の盛り上がり尽力をされています商工会の宣伝部の皆様にも謝意をあらわしたいと思います。これほどのイベントを町内の若手の有志たちが集まって実現させてくれたことは、今後の当別町を支えるパワーの源ということで、私は大変心強く、歓迎をしているところであります。また、交流人口をふやすことは、議員もおっしゃったように町の政策の重要な視点の一つでありますので、こういった集客力のあるイベント、これは大変意義が深いものでありますので、来年以降もぜひとも継続していただきたいと考えています。

花火大会に対する今後の支援のご質問ですけれども、花火大会を継続して開催していくことは、私はもちろんのことですけれども、全町民のみならず近隣の市町村の方々も大変期待をしてくださっているのだらうというふうに思っております。したがって、これまでどおり皆様の若いパワーで、この5年にもわたって開催してきた経験を生かして、青年会議所がこの事業の中核となって、町民、あるいは議員おっしゃった関係機関、団体を巻き込んで、今後も盛り上げていくような体制を構築していくことができればいなというふうに思っています。そうなっていくためにも花火大会の継続に向けての問題があれば、関係者からもそれらを私たちが伺って、町行政としても協力、支援ができることを研究していきたいというふうに考えています。

もう一つ、150年記念事業として位置づけて当別のPRをしてはというご質問ですが、これは私も山田議員の考えに全く同感であります。もちろん花火大会に限らず、来年実施します町内の主なイベントには当別町150年記念の冠をつけて実施していただくかなというふうに考えておまして、今後その冠をつけるルールにつきましてはこれからしっかり整理をいたしますけれども、これだけの集客力を持つこの花火大会は当然この当別150年記念事業として位置づけられるにはふさわしいものというふうに思っています。集客力のさらなる強化を図って、当別町のPRにつなげていきたいというふうに考えています。

次に、除排雪体制についてであります。特に今年度人手不足による除排雪体制、ことしの冬の除排雪体制に影響ないのかというご質問でありますけれども、議員おっしゃるとおりとにかく除雪従業者の人手不足は非常に深刻な問題になってきています。ただ、業者と町とで繰り返し協議を行ってきた結果、早目早目に業者さんが対応していただきましたので、ことしも昨年同様の規模で体制を確保できる見込みと聞いております。したがって、除排雪作業の内容は例年どおりであると考えていただいて結構です。早朝まで10センチ以上の降雪量が見込まれる場合には午前2時から除雪作業を開始し、午前7時までには道路の通行を確保する内容となっております。

次に、除排雪問題の将来的な問題とそれに対する対策のご質問ですが、これはやっぱり人手不足が最大の課題であるというふうに私も捉えております。その対策としては、今後例えば外国人労働者の雇用もその一つの解決策ではありますが、現在国が進めております除雪機械の自動運転化に向けた最新技術、いわゆるGPS、これを活用したICT技術の導入に向けて今後研究を進めてまいります。行政並びに民間ベースで除排雪体制の強化というものはやっていかなければいけない。したがって、商工会を中心とします民の力もおかりしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、私からの山田議員への一般質問に対する答えとさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新しい学校のあり方や義務教育学校とは何かを考えるセミナーやシンポジウム等町民向けの取り組みを行ってはどうかとのご質問ですが、教育委員会といたしましては、これまで基本構想説明会、基本設計説明会、団体の求めに応じた出前説明会、パブリックコメント、町の広報紙やホームページへの掲載など地域の皆様にご理解をいただくための取り組みを行ってまいりました。平成30年度に行った説明会だけでも9回に上っております。そのほかコミュニティ・スクールにおける熟議の場にも幾度となく議題として取り上げてもらいました。そういった中でいまだに理解が広がっていないとのご指摘に、意外な感じとともに私どもも反省していかなければいけないなというふうな感じを持っております。今後につきましては、山田議員ご発言のとおり一体型義務教育学校という新しい教育のシステム、また当別の教育の全体を理解していただけるような取り組みを続けてまいりたいというふうに考えております。

次に、企業版ふるさと納税の活用を考えてはどうかということでございますが、私も企業版ふるさと納税の活用は大変有効な手段と捉えておりますので、これにつきましては町長部局とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。また、山田議員おっしゃるとおり2020年度の税制改正において制度変更がされるということでございますので、それも含めて大いに期待をしているところでございます。

以上、山田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 山田君。

○9番（山田 明君） それぞれご答弁ありがとうございます。

花火大会についてということで、今町長のほうから前向きな答弁をいただいたというふうに捉えています。ちなみに、今年度の花火大会の全体予算が約600万ということで、そのうちの支出の約3分の1がラジオのCM、ポスターの作成、新聞、チラシなどの広報費であります。要するに当別町のPRという部分で使っていると思うのですけれども、財政上非常に厳しいのは十分理解しておりますけれども、来年は当別町150年であり、今若者が真剣に取り組んでいることにつきましての前向きな検討をこれからも町長にお願いしたいということで、これは要望ということで上げさせていただきます。よろしく申し上げます。

それと、除排雪体制についてということで、今町長のほうからご答弁いただきました。いろいろと検討していることも聞いて、出勤回数ですとか、降雪量ですとか、出勤時間、これは例年同様であるということでほっとしております。ただ、その中で1点、人手不足についてはこれからもますますということで、今外国人労働者の雇用等云々とかいろいろ出ているのですけれども、私は今後ますます人手不足、人材の確保、特に重機のオペレーターの確保が難しくなるのではというふうに予想されます。町も今課題解決に向けた努力はされているということですが、私のほうから一つの提案として、町独自で例えば重機専門のオペレーターを養成するというようなことは可能なのか、できないのか、この辺についてちょっと1点、町長に伺いたいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時38分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

山田君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 今の山田議員のご質問に対しましては、より詳しくお伝えしたほうが良いと思いますので、うちの副町長のほうから回答させますけれども、よろしゅうございますか。

○副議長（岡野喜代治君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） 確認のためにお時間をいただきまして、申しわけございません。

今議員からご指摘ありましたように、オペレーターの人手不足、非常に深刻になってございます。そういう部分も含めまして、実は当別、江別、新篠津という、この近隣の3町村の中で季節労働者通年雇用促進支援協議会という協議会を持ってしまして、私が当別の代表という形で行っているのですけれども、この中で重機等の免許取得にかかわります補

助事業というのもやってございまして、実際に重機を製造している会社のほうに行き、講習等を受けていくということで、このオペレーターの養成事業に資しているというような案件があるということでご理解をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○副議長（岡野喜代治君） 山田君。

○9番（山田 明君） ありがとうございました。

それでは、再質問ということで、今度は義務教育学校の件についてちょっと質問しますが、今教育長のほうから理解度を高めるためにはこれからもということで答弁いただきました。よろしく願いしたいと思います。当別町は開拓当初より鮎田塾を開設して、邑則を制定して教育に力を入れてきた町というふうに私は認識しております。地域の住民の理解度を高め、義務教育学校が基本構想にありますように次の当別町を背負う知、徳、体のバランスのとれた人材育成に向けて、私としてはこの義務教育学校というのは必要であるというふうに思っていますので、より多くの住民の方に知っていただくためにも、今後の教育行政を進める上においても重要と考えるので、ぜひこのような機会を多く町民の方と持って、行政と住民の間の溝を埋めていただくようにということで、これは再質問ではなくて要望ということでお願いしたいというふうに思います。

それと、企業版ふるさと納税を活用ということなのですが、私の質問の仕方も悪かったかもしれないですが、税制改正で1割負担になったからということではなくて、現行の4割の負担のうちでも企業としては非常にメリットを受けるわけでありまして、逆に私は1割負担になったとすると、他の自治体もこぞってこの制度を申請するのでないかということで、今内閣府への申請のハードルというのは非常に高いというのは私も理解していますけれども、現在の特例としての4割負担のうちから申請して、今のうちから準備すべきというふうに考えますけれども、これについて教育長の考えをもう一度お伺いします。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答えの中に町長部局とも連携して進めていくというふうにお答えさせていただきました。こういった税の活用については、私どもはノウハウというものを余り持っていないものですから、担当部局とよく話をしながら、ただいまの事前の申請についても研究しながら、山田議員のご指摘を参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で山田君の質問を打ち切らせていただきます。

休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時42分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告4番、鈴木君の質問であります。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、人口減少、少子化対策について伺います。1月1日、1万6,058人だった人口が9月1日現在1万5,904人まで減少しました。154人減りました。私は、6月議会でも子どもと高齢者に優しいまちづくりは必ず人口増につながる。住んでもらえるまちづくり待ったなしだと町長と議論を交わしました。10月から実施される保育の無償化ですが、政府は副食材料費を無償化の対象外としたことから、副食材料費が保護者負担になります。新たな負担を防ぐために、町による保育園、幼稚園の副食材料費の助成が求められています。昨年5月に発せられた幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会の報告書でも、自治体によっては既に独自の取り組みにより無償化や負担軽減を行っているところがある。今回の無償化措置がこうした自治体独自の取り組みと相まって、子育て支援の充実につながるようにすべきである。このため、今般の無償化により自治体予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求めるとして、余剰金は子育て施策に使うように提案しています。保育の無償化で生まれた財源を副食材料費に充てるべきです。子ども・子育て支援を厚くすることは、急激に進む人口減少に歯どめをかけることに大きく貢献すること間違いなしです。保育の無償化で生まれた財源を副食材料費に充て、他の市町村に先んじて完全無償化とすべきと考えるが、伺います。

さて、堀江病院が閉院して1年と6カ月がたちました。閉院した平成30年4月1日、1万6,240人だった人口から336人減少しました。病院が閉院して直近の減り方が大きいです。入院できる施設がなくなるだけでなく、夜間、休日診療も徐々に縮小し、頼りとしていた江別市自体も医師不足で対応できるかどうか不安な状況と聞きます。安心して住み続けられる町にとってどうしても必要なのは入院可能な施設の確保ではないでしょうか。この問題では、3月に町長と議論を交わしました。町長は、相手のあることだから、いついつまでとは言えないと言いますが、そこはしっかり町民に向けてめどを示すことが安心につながるのではないのでしょうか。町としては、入院病床を代替できる介護施設を併設した医療機関も視野に入れて、医療と介護の複合的施設についての研究を進めているという答弁でした。半年たって入院可能な施設の確保に向けた取り組みの進捗状況とめどについて伺います。

次に、農業10年ビジョンについて伺います。2018年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで37%と過去最低水準に落ち込んでしまいました。農水省は、今回の食料自給率低下の原因として天候不順による北海道の小麦と大豆の生産減を挙げています。9月16日付

日本農業新聞1面、論点で、民俗研究家の結城登美雄氏は、それだけではあるまいと指摘しています。こんな短期間に急減したのはなぜか。農産物価格の低下、担い手の高齢化、労働評価低さゆえの離農など、生産現場で何が起きているのか、その声をまず聞くべきであると論じています。全く同感です。食料自給率が37%と下がりました。TPP11、日欧EPAの当別町への影響と当別農業の現状についての認識を伺います。

当別町農業10年ビジョンの経営目標及び戦略では、農業産出額を2013年、平成25年78億円だったものを2024年、令和6年では100億円としています。そして、そのうち野菜は3億円だったものを9億円と3倍、花卉は9億円だったものを15億円としています。野菜については価格の乱高下、花卉に至っては価格の低迷で撤退、畑作物で転換といった状況も見られます。町長と産地づくり交付金の高収益作物への傾斜配分について議論したこともありました。町として高収益作物を奨励するならば、町としてさらなる応援をしっかりとすべきと考えますし、国に対して価格保証を求めていくべきと考えます。野菜や花卉の価格が低迷しています。国に対して価格保証をしっかりと求めていくべきと考えるが、町長の考えを伺います。

3番目に、一体型義務教育学校について伺います。11日開催された総務文教常任委員会で、私は住民説明会や今後出される要望、意見が実施設計、学校づくりに反映させるためにはいつくらいまでに上げればよいかただしたところ、12月くらいまでにという答弁でした。また、住民説明会で出された要望、意見がどれも反対の立場のものではなかったと報告しました。私も同感です。だから、余計感じたのです。木造建築採用や自校給食の件、グラウンドの設計や非常口、非常階段、防火扉の配置など、平面計画についてももう少し受けとめる対応があつてよかったのではないかと。なぜかという、60億円かけて建設するのですから、本当にできないものか自分たちも一緒に考えたいという思いがあり、町民みんなでつくった、誇れるものをつくりたいという思いがあるからではないでしょうか。延焼を食い止めるという点では、火元となる家庭科室や理科室が校舎の真ん中に位置するというのはどうなのでしょう。素人考えなのでしょう。基本設計に係る住民説明会で出た要望、意見が実施設計、学校づくりにどのように反映するのかを伺います。

新しい学校づくりに向けて、当別町150年に向けて、また新しい学校づくりと当別町150年とかかわらせて、いわゆる当別学という学習が組まれることでしょうか。当別町史を初め農協や商工会、各町内会、各学校史について調べが及ぶこともあるでしょう。また、さまざまな施設見学学習もあるでしょう。関係者を招待したり、当別町にゆかりのある方々について調べたりする学習もあるでしょう。私は、今回「当別文芸」第9号で金沢、蕨岱、川下、青山小学校の校歌を作詞し、蕨岱小学校の校長も務めた坪松一郎氏の存在を知り、大変感動し、興味を持ちました。当別の歴史や文化、産業を知り、好きになり、当別を自分の原点とする子ども、当別が好きな子どもを育てるために、ぜひ学校現場が取り組みやすいように条件整備に力を尽くしていただきたいと思います。当別町教育大綱の基本方針推進に向けて、新しい学校づくりと当別町150年とかかわらせて、当別町にゆかりのある

方々について、いわゆる当別学という学習に組まれることがあると思うが、その際学校現場が取り組みやすいように条件整備に力を尽くすべきと考えるが、教育長の決意を伺います。

最後に、当別町150年について伺います。当別町の戦没者は、アジア太平洋戦争以前の9名を含め305名となっていることを知りました。そのうち昭和20年だけで、それも8月15日までに120名の方が亡くなられています。また、沖縄戦で亡くなられた方は3月、4月、5月、6月の4カ月間で55名となっています。19年は南洋で、戦後はシベリアでという方も多数います。私の身近にも父が沖縄戦で亡くなられたという方がいます。出生当時は母親のおなかの中で、父親の顔も知らない。唯一知る手がかりは、仏間に飾られている遺影と母が語る思い出話だそうです。今の平和と繁栄は、多くの犠牲と二度と戦争はしないという反省のもとに築かれたものだと言族の方々は口々に話します。戦没者遺族会の高齢化も進んでいます。戦争を体験しない世代が圧倒的に多くなってきました。今の平和と繁栄を維持発展させるためには戦没者遺族会や戦争体験者の願いを次世代にしっかり伝えていかななくてはなりません。戦争被爆者の願いも同様だと思います。当別町150年の節目の年に、いま一度しっかり考えていかななくてはならない課題ではないでしょうか。戦没者遺族会の高齢化も進んでいます。次代を担う世代にしっかり伝えていくためにも非核平和都市宣言を早期に行い、宣言実現のための事業を実施すべきと考えるが、伺います。

平成31年度の町政執行方針で、町長は冒頭人口減少に言及しています。そして、人口減少対策として策定した総合戦略の取り組みについて振り返り、道の駅と産業力の強化、町の稼ぐ力を向上させる起爆剤、ふるさと納税と経済活性化、産業力の強化といった町の土台である経済に触れています。次に、各施策について触れ、最後に2020年、来年迎える当別町150年について、150年という節目の年を迎えるので、新年度は町民一人一人の機運を高める取り組みを行うとともに、将来を見据えたまちづくりを模索していくことが必要な年になると言及しています。私は、3月の一般質問で人口減少解決に地域力をもってと議論しました。その地域力を文化と置きかえてもいいのかなと考えます。この150年、住民は経済はもちろんほかにも多くの宝物、町民の心のよりどころとしての文化を育んできたのではないかと思うのです。地域には人々が自然を材料とし、一定の目的に従って理想を実現してきた過程が残っているのではないのでしょうか。人々の精神的な価値の成果が確かに残っているのではないのでしょうか。埋もれているのではないのでしょうか。町民の心のよりどころとしての文化を育む典型として、2億円を超える寄附が集まった文化センター基金に見ることができるのではないのでしょうか。町の維持発展には経済が土台だが、同時に町民の心のよりどころとしての文化が必要です。150年を機会に当別音頭の維持発展、埋もれた文化遺産の発掘、研究、各文化団体への支援、文化発展の拠点づくりなど、町民挙げての議論の再開と切り切った予算計上を含め、町長、教育長の決意を伺います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時04分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ちょっとお時間をいただきまして、ありがとうございました。鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初にご質問のあった保育の無償化の件は、後ほど教育長のほうから回答させていただきます。したがいまして、私は入院可能な施設の確保に向けた取り組みの進捗状況から始めさせていただきます。3月定例会の一般質問でもお答えしたとおり、入院病床の確保問題は札幌医療圏域内の病床数制限、これが制限されているのです。極めてこれは難しく、その状況に変化の兆しすら見えないということから、なかなか進められない。何とかならないかということでもがいておりますけれども、なかなかいかないというのが私の感触であります。こういった状況を受けて、町としては入院できる病床を少しでも確保するために、医療と介護を運営する医療法人の誘致、当別への誘致に向けて継続して話し合いを今も進めておりますが、まだまだ詳細の内容がお話しできるような段階ではありません。そういう意味では、めどはついていないとお答えせざるを得ないのであります。この件につきましては、町民の我慢が大変であることはわかってはおりますが、前回も申し上げましたように我々だけで進められるものではないので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

次に、農業10年ビジョンについてでありますけれども、まず初めにTPP11、それから日欧EPA、この当別町への影響と当別農業の現状についてというご質問であります。まず、TPP11や日欧EPAに関する影響というのが小麦や砂糖やでん粉、こういったものが今挙げられておまして、長期的に見ると徐々に影響が出てくるものと言われております。当別町に関して言えば小麦が生産面積も大きいので、最も影響が懸念されるころだというふうに認識しております。

次に、国に対して価格保証を求めていくべきではというご質問であります。こういった市場価格の低迷がTPPやEPAの影響で長期化していくものであるならば、国に対して声を上げるべきと私も考えますが、要因が市場であるならば、これは国にというよりはむしろ我々独自の工夫が肝要であるというふうに私は考えます。私自身は市場価格の低迷などに振り回されないための方策として、当別農業の中のブランド化を進めようではないか、あるいは独自販売ルート、すなわち道の駅とかふれあい倉庫での直販、それから出荷時期を少しずつらして収益を上げる工夫、こういったものがあるというふうに考えています。また、産地交付金、町としましては、この産地交付金による高収益作物への転換を誘導し

てきました。その中で子実トウモロコシの収穫機、それからビートハーベスター、こういった導入への支援も行い、輪作体系の確立によって地力増進の取り組みも行ってまいりました。その結果平成30年度の農業産出額は、花卉では対前年度比、29年度比で10%増、野菜でも2%増となっております。一般的に言われている30年度は天候が最も悪かったよねと、非常に悪い条件だったよねと言われながらも産出額はふやしてきております。ですから、先ほど議員がたしか野菜については価格の乱高下があったり、花卉に至っては価格の低迷で撤退したり、畑作への転換といった状況が見られるというふうにおっしゃいましたが、そういう農家ももちろんおられるのでしょうけれども、これが当別全体をあらわしているというふうには私は認識しておりません。しかしながら、今後も農協さんを初めとして当別農業、関係団体と連携を組んで、当別農業10年ビジョンの達成に向けて今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、平和都市宣言に関するご質問ですけれども、毎年同様の質問を承って、同様にお答えをしておりますけれども、平和を守ろうという趣旨には、私は全面的に賛成であることは今までも申し上げてきたとおりであります。この平和都市宣言についても、町民の総意のもとで、議会と歩調が整って、そして地域住民の平和意識が向上した際には最も効果的となる時期を見定めて実施していきたいと申し上げてきましたが、その考えには全く変わりはありません。町民の意識高揚の部分では、いま一つ熱が伝わってきていないようにも感じますけれども、ただ議員おっしゃった150年の節目というのは、効果を高めるといふ点では一つのタイミングだというふうに私は思っております。したがって、この平和都市宣言について、議会と歩調を合わせていきたいと、こういうふうに思っております。

次に、文化の発展についてのご質問ですけれども、来年、2020年は当別町150年、開拓150年でありますので、これまでの開拓の歴史を振り返って、文化の薫りのするまちづくりを目指して、歴史、文化への町民の関心を高めていきたいというふうに考えています。私としても町民を挙げて文化についての議論を行う機会というのは非常によいタイミングであるというふうに捉えてもおります。これが議員への私からの回答とさせていただきます。

なお、あと教育関係のほうは教育長のほうからご返答いたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、保育の無償化で生まれた財源を副食材料費に充て、他の市町村に先んじて完全無償化とすべきとのご質問ですが、10月から始まる保育料無償化によって生まれる財源は、試算ではありますが、副食費を完全無償化できるほどの額にはなりませんので、鈴木議員ご発議の副食材料費の完全無償化はできないというような状況でございます。参考までに副食費の援助制度について申し上げますと、鈴木議員もご承知のこととは存じますが、認定こども園等での副食費につきましても、年収約360万円未満の世帯と第3子以降の幼児については免除となります。したがって、助成が必要な世帯への支援は行われるとい

うことになってございます。私も鈴木議員同様、子育てしやすい環境の充実を図るということで他市町村以上の魅力を持つということはとても重要と考えておりますので、今後効果的な施策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、一体型義務教育学校建設についてのご質問でございます。初めに、基本設計に係る住民説明会で出された要望、意見が実施設計、学校づくりにどのように反映されるのかとのご質問でございます。いただいたご要望、ご意見につきましては、9月11日の総務文教常任委員会でお答えいたしました。開校準備委員会、教育課程編成委員会、建設検討委員会の3つの委員会今立ち上がっておりますので、そこで協議、検討を進めることになっております。

参考までにでございますが、この3つの委員会につきまして若干説明させていただきます。開校準備委員会ですが、これは教職員、保護者、学校運営協議会委員で組織されておまして、主に校名ですとか校歌、校章、式典、制服等についての検討を行います。教育課程編成委員会につきましては、教職員、学校運営協議会委員、北海道教育委員会石狩教育局からのアドバイザー等で組織しまして、義務教育学校で行われます具体的な教育の内容について検討をいたします。それから、建設検討委員会ですが、これは庁舎内の各専門部署の職員、それから外部有識者として札幌市立大学の准教授で組織しております。建物、それから内部の設備、それから外構工事等についての検討をそれぞれで進めております。この3つの部署におきまして丁寧に意見を上げてまいりたいなと思っております。

それから、当別みらい学を行う上での条件整備についての決意についてでございます。これはやっぱり人の手当てが一番だなと思っておりますので、それにつきましては小中一貫教育推進講師、ALT等の外部人材、それから加配制度等の活用を積極的に進めて、先生方にとって過度の負担にならないよう、働き方改革に逆行しないよう条件整備に当たっていくという考えでございます。

最後に、文化の発展についてのご質問でございますが、文化につきましては地域住民がふるさとに誇りを持ち、町の価値を高める上で大変重要なものであると認識しております。また、その発展につきましては限定的な人のかかわりや一過性のもものでは主体的、持続的な取り組みにはならないというふうに私も認識しております。多くの住民の手によって支えられることがより望ましい形ではないかなと考えております。今後もより一層の文化振興が図られるように、人づくり、コミュニティーづくりはもとより多彩な事業の展開といったソフト面なども含めて文化協会など関係団体と連携しながら当別町の文化発展に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 1番目の副食材料費について、完全無償化とするには至らないということで答弁がありました。それで踏み切ることができないというふうなふうに理解いたしましたけれども、浜頓別ではこれ条例改正案出して、副食費にも独自助成するという

ことや、十勝管内では6の町村がやるということで、芽室町では6月の条例改正で幼児、3歳から5歳まで455人、これ食育と定住促進ということで思い切ってやっております。秋田県では、全県挙げて、県が2分の1、市町村が2分の1ということでやると。秋田県は、ご存じのように学力日本一ということで、本当に手厚く、子どもは地域の宝だということでしっかり手当てをしているわけです。完全無償化にするには至らない額だけれども、それでやらないというのではなくて、それにプラスしてやっぱりやるよというようなことをメッセージをぜひ子育て世帯に発していただきたいなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか、教育長。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 先ほどもお話ししましたが、副食材料費についてのご質問ですので、副食材料費については、年収約360万未満の世帯及びという免除制度がありますので、その方たちは免除になります。それ以上の所得のある方たち、ある程度所得に余裕があると言っていいのかもしれませんが、そういった人たちについては免除にならないということで、もしそういったものも財政負担をかけて完全に副食材料費ですか、やるとなると、そういった人たちのところまで及ぶわけでありますので、私としては助成といいますか、援助が必要なところにまずお金をかけて、それ以外のことについてまた別途考えていけばいいのではないかなというふうに思っています。ですから、今回保育の無償化で生まれた財源をもっと別なところに有効に使ったほうがいいのではないかなというふうに考えておりますので、そういった意味で広範に効果的な施策について検討してまいりますということで述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） これ私6月議会でもちょっと議論したのですけれども、無償化だというふうに打って国は言っているのだけれども、しかし副食材料費のところを新たに負担しなければならない部分が出てきてしまうというところが大问题なわけです。そこに手当てできないかということなのです。先ほどから教育長の答弁につけ加えて言うと、生活保護世帯と第3子以降に加えて年収360万以下の世帯の副食費は免除すると、これは国がやるわけです。今回問題なのは、所得の高い人も保育料免除になるわけです、今回は。しかし、新たに副食材料費を負担しなければならない方が出てくるというところが問題点なのです。そこをやっぱり町独自で、そして石狩管内やっていないのです。先んじてどうかということ質問しているわけですが、どうでしょう、そういう考え方。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 副食材料費については、ただいま申し上げましたとおりの考え方であります。給食費全体の完全無償化ということとはちょっと違うと思いますので、副食材料費については免除制度があるというところから、今のところは私の中には考えはありません。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君、次の質問に移ってください。

○5番（鈴木岩夫君） 引き続き議論していきたいなと思います。

さて、次は医療問題ですけれども、本当に大変な問題ですから、全力挙げて頑張ってくれていると思います。それで、もう少し時間をということですから、これももう少し時間がたてば方向性が見えてくるよというようなことを発したのだろうというふうに理解したいなと思います。一生懸命やっていますよと、もう少しですよということで発したのだろうということで受けとめたいなというふうに思います。引き続き町長を先頭に頑張っていたきたいなというふうに思います。

農業10年ビジョンですけれども、これTPP11と日欧EPAの当別町への影響というようなことで、徐々に影響あるだろうと。その中でも小麦だということで答弁がありました。それで、確かに当別町では徐々にだと思えます。でも、既に日本国中では、とりわけて北海道では、道東のほうでは牛肉、豚肉、これも輸入増で、豚肉に至っては自給率が50%まで落ちてしまったというデータも出ております。チーズについては14%まで落ち込んでいると、牛肉は36%まで落ち込んでいるということで、これに今月の25日に日米のFTAと、これがやられたらもっと大変になるだろうというふうにも言われております。これまで町長も注視していかなければならないと言っていますから、しっかりこれを注視していくと。答弁の中で当別農業の現状についての認識というところで聞いていたのですけれども、そこでの答弁はないですか。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 10年ビジョンの2つ目のことについて再質問させていただきます。

影響が長期化したら国にしっかり求めていきたいと、価格保証を。市場という問題であれば独自の工夫が必要だろうということでありました。産地交付金についても輪作体系をつくるために頑張ってきて、30年は野菜と花卉についてはふえているという回答がありました。私もこの当別町の頑張りについては非常に評価しております、例えば去年の台風被害でビニールだとか、それから車庫といいますか、納屋といいますか、これは破損したところに対して当別町、石狩管内ではただ一つ手を挙げて、経営安定化資金ということで、そういったことで国からお金が出るのであればということで1,500万円昨年しっかり農家さんを助けるということでやってきたり、それからカボチャの集出荷施設を、これも思い

切ってやるというようなことでも頑張ってきているだろうということで、ただそれだけでもやっぱり農家さんは頑張っていてくれるわけですが、しかし現状としては本当に厳しい現状も側面もあるということで、それでさらに応援をしっかりとすべきでないかという質問をしたわけです。例えば先日農協と懇談をしてまいりましたけれども、負債農家に対する支援とか、それから今もうずっとこれまでも当別町が中心になってやってきましたけれども、基盤整備に対する支援、これもさらに引き続き力を入れてやってほしいというような要望もありましたけれども、そういったブランド力を高めると同時にしっかりと土地を肥やして、そして生産量を上げていくというようなところで引き続き頑張る必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員おっしゃるとおり当別町の基幹産業農業でございますから、農業という産業が大変重要であることはもう言うまでもなく、私もよく認識しております。農業全般に10年ビジョンをつくって、10年先を見据えていろいろと5年前から始めたわけですが、ご承知のとおり世界の政治の中で、先ほどのTPP、EPA、こういったものが出てきたりして、我々が描いたものがまたいろいろと狂ってきていますよね。ですから、その都度やはりそういうものをしっかりと踏まえながら、どういう対策をとっていくかということは大変重要だと思います。これは当別のお話を今しているわけですが、北海道全体で考えてもこの北海道の農業というのは、例えば1経営当たりの面積も今28.9ヘクタールですか、資料見ますと。その中で本州と比べたら、要は道を除くところと比べたら13倍もあるのです。それから、牛とか豚とか、こういったものの飼育の状況も、平均数で北海道は128頭かな、130頭ぐらいあって、これもたしか本州の2.3倍あると。こういった非常に大きな、しかも今後スマート農業を入れたりすることの効果が出てくる、こういった町でありますので、今後ともいろんな観点で、例えばドローンも我々率先してやったりとか、これをいかに農業に使ったらいいのではないかと、それからGPSもほかの自治体よりも早く取り上げて、今少しずつ進んでいます。こういった形を我々も農業者と一緒に力をつけていく、いわゆる知恵も必要ですし、いろんな面で多様性をにらんでやっていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 本当に基幹産業は農業であるということで、引き続き町と力を合わせて私たちが頑張っていきたいなというふうに思います。

さて、一体型義務教育学校について伺います。本当に3つの委員会でそれぞれ頑張っていることだと僕は思います。そのほかにも仕事があるわけで、先生方は。いうことでは大変な中、しかしやっぱり誇れるものをつくろうということで、その委員会の方々も頑張っているのだらうと思います。町民も頑張りたいのです。いうことの質問だったわけです。母さんが夜なべして手袋編んでくれたと。この歌は、やっぱり夜なべしてつくるから、母

さんの愛情が子どもにしっかり伝わっていくわけです。だから、やっぱり一般質問、最初に言いましたけれども、反対意見なかったと。いろいろ意見出るけれども、一緒に力を合わせたいのだということなのです。ぜひ町民がみんなと一緒にあって、その委員会の方々とも一緒にあって、本当にいい学校できたなというようなことで工夫して、住民説明会とか引き続きやってもらいたいなというふうに思います。あと、教育長、帰属意識というようなこともありましたけれども、まさしく帰属意識養うにはやっぱり一緒にやるということで、町長、さきの質問でも工夫してやっていきたいということでありましたから、ぜひ工夫して取り組んでいただきたいなと。要望になってしまいましたけれども。

次の質問に移ります。人の手当が一番だということで、当別学について答弁がありました。確かに教育長の答弁のとおりだと思います。と同時に、やっぱり先生方だけではなく目が届かない。商工会行ったら商工会史があるし、農協行ったら農協の歴史の何年とかとあるわけです。先日本当に貴重なお話を聞きました。なぜ商工業が今下火になっているかというようなことで、これのヒントになるようなお話を聞くことができました。そういう意味では、商工会に行ったら商工会史、これを教師と子どもたちで調べてみるというようなことも大事なことになるわけで、また現地へ行くというようなときに、これはバスが必要だと。これまでも手だてをとっていると思いますけれども、150年と、また新校舎が建つということで、積極的に支援しますよと、先生方大いにやってくれというメッセージをぜひ発して、必要があるのではないかとこのように思うのですけれども、教育長、どうですか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 先生方が思い切って子どもたちに対峙して教育できるように、常日ごろから私はそういうことは校長、教頭を通じたり、あるいは学校に出向いていたりして先生方と直接やりとりをしているつもりでありますし、実際に人をつけているということがもう既にやられておまして、実際学力の面でもすごく成果が出てきておりますので、そういった先生方たちとともに子どもたちを育てるという機運は本当にでき上がっているなというふうに思います。でも、100%ということはありませんので、今後も鈴木議員おっしゃるとおり先生方を鼓舞しながら、言葉ばかりでなくて実際に物もお金も現場に落とすしていくというようなことで現場とともに、現場を支えていきたいと、教育委員会そういうふうに思っております。気構えはがっちりあるつもりでございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 最後の150年について。文化関心を高めていくいい機会だと、一過性ではだめだというふうに教育長もおっしゃっていました。私も皆さんと一緒に頑張ってやっていきたいなという決意を述べて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切ります。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすから23日まで休会とし、9月24日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 2時38分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第3回当別町議会定例会 第4日

令和元年9月24日（火曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	櫻井紀栄君	3番	西村良伸君
4番	五十嵐信子君	5番	鈴木岩夫君
6番	山崎公司君	7番	秋場信一君
8番	渋谷俊和君	9番	山田明君
10番	古谷陽一君	11番	稲村勝俊君
12番	高谷茂君	13番	島田裕司君
14番	岡野喜代治君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

2番 佐々木常子君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	一宮直人君
総務課長	長谷川明君
総務課参事	北村浩二君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	大畑裕貴君
福祉部長	中出徳昭君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	高松悟志君
建設水道部長	吉尾雅昭君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
子ども未来課長	須藤政信君

事務局職員出席者

事務局長 野村雅史君

次 長 岸 本 昌 博 君
係 長 浦 島 卓 君
主 查 瀨 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（岡野喜代治君） おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しております。本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（岡野喜代治君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（岡野喜代治君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

7番 秋 場 信 一 君

8番 渋谷 俊 和 君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（岡野喜代治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告5番、山崎君の質問であります。

山崎君。

○6番（山崎公司君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただき、通告書に基づき、本日は2項目、1つ、さっぽろ連携中枢都市圏について、2つ目に役場職員の定数について、この2項目について一般質問させていただきます。

最初に、さっぽろ連携中枢都市圏について。連携中枢都市圏は、総務省のモデル事業で、今年度4月1日現在全国で34の市が連携中枢都市圏を形成、圏域を構成する市町村数は全国で304市町村になります。道内では札幌市、旭川市、函館市、3市が含まれております。今回札幌市の呼びかけで本年度から始まりました。札幌を中心とする札幌圏12市町村、これは石狩管内8市町村及び札幌市への通勤、通学の割合が10%を超える市町村、連携中枢都市を札幌市として、ほかに小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町のこの12市町村が連携して、行政サービスの向

上と圏域の経済成長の牽引を図る目的です。この12市町村の人口及び高齢化比率の概要として手元に資料がございます。2015年、これは2015年の国勢調査によりますとこの12市町村で260万人、2040年、これは平成30年3月推計の人口問題研究所の資料によると235万ということになっております。そのとき当別町は1万7人という目標数値になっております。高齢化率は、2015年で12市町村で26%、2040年では38.7%と記録され、当別町は2040年、57.8%、それから通勤、通学割合は38.12%ということで公表されております。現在この当別町の直近の人口も1万5,904人ということで、ピーク時、平成11年に比べまして4,971名の減、これはアバウト、約4,000人が当別地区で減少、アバウト1,000人近くが太美地区で減少ということでございますが、今後の人口減少対策については別の機会では私は議論したいと思っております。

この中枢都市圏について、3月の定例会で連携協約を締結することは、この議会で承認されております。6月28日の町村議会研修会で概要について研修があり、詳細について説明がありました。当別町においても20年続く人口減少や、この数年出生数が五、六十人、ピークの5分の1である。また、高齢化率が35%を越す少子高齢化が進み、財政運営が厳しさを増す中、町単独の取り組みに加えて医療、福祉、教育、産業、防災、人材育成等の面で近隣市町村と連携を深め、将来に向けて効率的かつ適正な行政サービスを持続的に提供するとともに、移住、定住を促進していく取り組みが重要という認識をしております。私は、近年市町村との広域連携とこの制度に期待をしております。しかしながら、平成9年、1997年設立の札幌広域圏組合は、事業実施の原資となる基金運用益の大幅減少が見込まれ、また構成市町村の抱える行政課題やニーズが多様化し、連携事業の継続や発展が困難な状況になり、ことし7月31日で解散した経緯がございます。新たにスタートしたさっぽろ連携中枢都市圏について、6点について質問いたします。

まず1番目に、連携協約は大きく求められる3つの役割があるという認識でございます。1つ目に産学金官民一体となった経済戦略の策定、新規創業の促進等の圏域全体の経済成長の牽引、2つ目に高度な医療サービスの提供、高度な中心拠点の整備等高次の都市機能の集積、強化が挙げられ、3つ目に生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化等圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3点でございます。当別町の役割を明示し、これを着実に進行するため、どのような体制で取り進めていくのか、また進捗状況をどのように公表しているのか、まず伺います。

2つ目に、連携による当別町としてのメリット、デメリット、費用負担の考え方、個別事業における連携の可否、今後の課題について伺います。

3つ目に、協約とビジョンの関連性、役場内の推進体制、公共施設の相互利用等の町としての役割について伺います。

4つ目に、本年度札幌市は40事業に着手いたします。この内容も手元でございますが、まず役割の1つ目に圏域全体の経済成長の牽引として、連携事業として企業誘致、創業の促進、新産業の育成、地域資源の活用、観光資源の活用など9事業、さらに高次の都市機

能の集積、強化として3次救急医療等の提供、札幌市都心部の再開発、ニーズに対応できる人材の育成、公共施設の相互利用や配置に関する検討など6事業がございます。さらに、圏域全体の生活関連機能サービスの向上として女性活躍の推進、災害時の対応、再生エネルギー導入拡大による検討、地元定着等の促進、企業によるまちづくり活動の促進など25事業、トータル40事業でございます。札幌市は、この40事業に40億円計上し、国からは5億6,000万の補助、他の市町村は年最大1,500万交付されるということになっております。当別町は、このうち幾つの事業と提携していくのか、また事業費負担額と今後の見通しについて伺います。

5つ目に、札幌に人口を一極集中させるのではなく、連携を深めることで地域全体が活性できればとの考えがむしろ札幌市の財政状況が厳しく、この事業連携がスムーズにいかなければ、むしろ札幌に人口が集中し、令和の合併につながっていくという懸念があるという声が聞かれます。どのようなお考えか伺います。

6つ目に、今後事業の中で連携した取り組みを期待する分野として、まず企業誘致の促進、観光PRなどの共同実施、緊急医療体制の構築に向けた検討、災害時における連携体制構築、圏域全体の公共機関等の検討、圏域外からの圏域への移住促進などの分野として述べられておりますが、町としてどの分野に期待しているのか、まずお伺いいたします。

2つ目の質問でございます。役場職員の定数について伺います。まず、1つ目ですが、当別町の職員定数条例の職員定数は270名であります。現在の職員数は186名で、84名少ない状況であります。さまざまな行政施策の実施に向けて、住民サービスに支障を来すことのないよう機構の見直しや人員配置がなされているのか、まずお伺いいたします。

2つ目に、職員の年齢構成、男女別等を踏まえ、総合的、長期的な視点で職員の採用に努めていくことが大事と私は考えますが、今後の職員定数の考え方について伺います。

3つ目に、最近の応募状況と職場に活気を求める個性ある職員を採用する考えはないのか伺います。

4つ目に、平成29年4月からスタートした女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の数値目標、具体的に2つあったと思っておりますが、1つ、年間の平均超過勤務時間120時間を目標とする。職員の有給休暇の平均取得日数は13日以上を目標とすると。2つ目に、育児休業を取得する男性職員の割合10%以上を目標にしますと。制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%を目標にしますと数値目標を掲げております。この進捗状況がどのようになっているかお伺いいたします。

以上、2つの質問をいたします。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、さっぽろ連携中枢都市圏のご質問についてお答えをいたします。まず、取り進めている体制についてですけれども、構成市町村の企画部局によって連携全体のスキ

ームについて協議し、具体的な事業化に進む段階で各市町村の担当部局によって協議する場が設けられ、事業が推進されていくものというふうになっております。加えまして、こういった協議結果を踏まえて年に1回構成市町村の首長による懇談会が開催されることになっております。進捗状況の公表はというお話ですが、当別町としては予算や執行方針の説明の中で実施が決定した事業を公表してまいりますし、また都度進展があった場合には議会の皆様にも必要に応じてお知らせすることになります。

2つ目の町としてのメリット、デメリットについてですが、メリットとしては札幌市が持つ都市機能を当別町として享受できること、それから札幌市が単独で実施をしています事業が圏域内自治体にも広がるようになること、これがメリットだろうと思います。デメリット、これがあるとすれば、圏域内全ての市町村が参加する事業の実施が決まった場合に、当別町にとって事業効果が薄れてしまう可能性がある、このぐらいかと考えています。費用負担の考え方についてですけれども、原則先ほど議員おっしゃった、札幌市が予算組んでおりますので、札幌市の予算の中で事業が実施されることになっております。ただ、当別町のニーズに基づいて実施される事業があれば、それについては当別町の一部負担を求められることとなります。個別事業における連携の可否については、まず札幌市が提案してきた事業が当別町の利益にはならない場合には、当別町は参加を見送るという選択もあろうかと思っております。今後の課題はというご質問ですが、12市町村によって協議をしていくことになっておりますので、今までよりもふえてきましたので、スピード感が損なわれる懸念があるのかなということを私は懸念をしておるところであります。

それから3番目に、協約とビジョンの関係性についてのご質問ですけれども、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン、これに掲げられました連携イメージを当別町として受け入れ、札幌市とともに推進していくこと、広域でできるものを広域で進めていくことを両市町で確認したと示すために協約を締結したということに尽きます。当別町の庁舎内の役場推進体制ですけれども、企画部において連携のあり方を整理し、各担当部局と個別具体の連携事業について情報を共有していく体制としまして、特別に推進するための専門部署を設けることは予定していません。公共施設の相互利用についての話ですが、当別町は、例えば札幌コンサートホールKitaraを活用することなどが出てくると思いますが、相互利用として現状で考えられるところでは、例えば全国レベルで大きな大会の開催があると、札幌です。そういったときに例えば当別町の体育館を逆に利用してもらい、会場の一部となる、そういったことが期待というか、活用されることが挙げられております。

それから、4番目の当別町の連携事業数についてですけれども、今札幌市が提案してきています40の分野のうち具体的に着手している事業は現時点では10事業ほどであります。それらの事業における町の負担については現時点では求められておりません。

それから、5番目でしたか、札幌に集中し過ぎて令和の合併につながる懸念があるのではないかという話があるということですが、この圏は札幌市の持つ機能をむしろ周辺に広げていこうということでありまして、札幌にもっと集中しようということではない、逆だ

と思いますので、その懸念には当たらないというふうに私は考えております。

それから、連携に対して期待することについて、先ほど企業推進とか観光とか医療とか移住促進あるいは公共機関、そういったもののお話が議員からございました。これについては、先般の西村議員の一般質問でも申し上げましたけれども、札幌市が持つ都市機能を活用することや札幌市が持つ機能でこちらのほうに移転させることができる部分、こういったものを当別町に呼び込んでくること、一方で当別町が持つ食料基地としての機能を札幌市民に十分に活用してもらうことなどが挙げられます。加えて、これも西村議員の答弁で触れておりますけれども、圏域内の公共交通の充実、そして当別町として課題を抱える地域医療の分野には、この連携に注力をして進めていければというふうに考えています。

2つ目というか、2件目の職員の定数についてのご質問であります。まず初めに住民サービスに支障を来すことがないよう機能の見直しや人員配置がなされているのかとのお尋ねですが、これまでも住民サービス向上や効率よい行政運営を図るために組織の見直し、業務量に応じた各部局への人員の配置等々を行ってまいりました。例を挙げますと、平成29年度には福祉部門におけるサービス拡充を図るために従来の福祉課と保健課を保健福祉課と介護課に再編し、あわせて人員に厚みを加えてきました。また、30年度には役場内に横串を刺して機能的な組織運営と情報共有を図る目的で政策調整室を、また今後のまちづくりを積極的に進めていく目的でまち再生室をそれぞれ新設をしております。これは、言うまでもなく、こういった組織の再編や業務量に応じた人員の適切な配置は効率よく仕事を進めていく上で大変重要でありますので、今後も適宜見直しを図っていくこととなります。

次に、総合的、長期的な視点に立った職員採用と今後の職員定数に関するご質問ですが、職員の採用に関しましては、平成13年から国が推し進めました三位一体改革を踏まえて、退職者の2分の1を補充する長期的な採用計画を実施してまいりました。その結果平成13年に256名いた職員は現在186名と、約70名、実は70名も減少しております。しかしながら、現実には職員の減少と反比例するかのように住民のニーズは年々ふえ続けておりますし、加えて私が町長に就任した以降では私が出すさまざまな注文、オーダーに応えるために、職員の負荷は年々増しているように私は感じております。こういったことから、平成30年度からは採用、これはこれまでの採用計画を改めまして、職員を増加させる方向にかじを切った次第であります。具体的数字で申しますと、平成29年度の新規採用者は3名でしたが、30年度には12名に、31年度には11名を採用し、来年度も12名の採用を計画をしております。また、一定程度の新卒者の採用を続けることはもちろんですが、より専門的な経験を有する社会人、いわば即戦力の採用割合も高めてまいりました。いずれにいたしましても、今後の定数条例の範囲内で長期的な視点に立って、年齢構成や男女比のバランスにも配慮した上で職員は採用してまいりたいです。

次に、最近の応募状況と個性ある職員の採用に関するご質問ですが、過去3年の採用試験の応募者数は年々ふえてきていまして、平成29年度は50名、3名採用したわけで

すけれども、50名、30年度は130名、そのうち12名を採用しました。31年度は160名、そのうち11名採用ということで、年々応募者数はふえてきています。また、職員に活気を生むような個性のある職員の採用につきましては、既にもう取り組みを進めてきておりまして、成果も上がってきているというふうに私は感じております。

次に、特定事業主の行動計画の進捗状況に関するご質問ですが、この計画は女性活躍推進法の規定に基づきまして、平成29年度から令和3年度までの5年間において女性の活躍をサポートするために勤務条件に関する4つの数値目標などを掲げているものでありまして、現在の進捗状況は育児休業の対象となる男性職員の育児休暇の取得割合を10%以上にする。この目標に対しまして本年度実績分は50%となっております。それから、配偶者出産休暇の対象となる男性職員の休暇取得割合を100%とするとの目標に対して本年度実績分は100%で、目標を達しています。超過勤務時間、いわゆる残業です。残業時間を職員1人当たり平均年間120時間内とする。この目標に対しまして平成30年度実績は164.8時間と、目標達成はできていません。もう一つの年間の有給休暇取得日数を職員1人当たり平均13日以上とするとの目標に対して平成30年度実績は11.6日と、これも目標を達成できていません。育児休業や配偶者出産休暇の取得状況からは、職場における制度の定着は進んでいるものというふうに私は解釈しておりますが、片や超過勤務時間や有給休暇の取得状況を見ると、ある意味で職員数の絶対的な不足を裏づけているものではないかと分析をしておるところであります。

以上、山崎議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。

まず、最初のさっぽろ連携中枢都市圏について質問させていただきます。2番目の当別町としてのメリット、デメリットということでお話しいただいております。やはり当別町に利益にならない件は、とにかくできないということですね。それと、単独事業に広がる可能性があるので、事業公開をすることがデメリットだということの答弁をいただいております。私思うには、やはり当別町のメリットというのを抱える課題というのがあると思います。当別町の課題。これをやっぱり相互に連携する際に、要するにそれをベースとしてどのように当別町ができるのかどうか、また連携できるのかというふうな考えなのですが、実際私として町長にお伺いしたいのですが、当別町の抱える課題、私はこのように考えておりますが、例えば先ほども言いました20年続く人口減少、少子高齢化、定住人口の減少、それから若者の人口流出、それから就職先の不足、安定した雇用の創出、それから食のブランド化や特産品の開発、自治体の知名度不足、町の魅力のPRです。それから、インバウンド対応、観光ルートの形成、それから公共施設の維持管理、最近発表された地価の値下がり、このようなことが私としては当別町の抱える課題だというふうに思っておりますが、町長はこの辺の認識はいかがでございますか。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今当別町が抱える課題のお話しされましたけれども、その課題について全く山崎議員と同感でありまして、その課題は今までも何度も議論されてきていますから、今さらそれを特に課題をどう思われますかと聞かれても、課題は課題で抱えているわけですから、それについて何の違いはないということをお答えさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 私と町長は同感だという認識です。何とか課題をこの連携の中で、当別町にメリットあるものを積極的に連携してやり遂げることが本当重要だと思うのですが、同時に私はこのメリット、デメリットの議論の中で、ほかの札幌市だけでなく、やっぱり当別町のPR、いいところ、さっきは課題でありましたけれども、いいところを理解してもらえると。例えば私はこのように思うのですが、住環境のよさ、それから農産生産物の豊富、米とか、全道一、二を争う花、それと道の駅、札幌中心から30分、教育の環境の充実、さらにスイーツの町としてのさらに拡大するチョコレートメーカー、ロイズ等がやはりPRできる案件だと思います。こういったものを積極的にPRすることが私は必要だと思いますが、町長はいかがですか。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今のお話も全く同感であります。これは、山崎さんと私だけではなく、ここにおられるみんながそうだと思います。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 3つ目の質問の中で、協約とビジョンの関係、それから公共施設の相互利用、先ほどK i t a r aの利用とか、あるいは場合によってはこちらの総合体育館だとか、私としては例えば太美地区にある西コミセン、札幌に近いということです。こういったところがお互いに利用できるのではなからうかと思っております。

それと、最後の6番目の連携事業の中で、どの事業に期待しているかということでお話をいただきました。それと、都市機能を活用して移転できる、食料基地だとか、そういったもので結局町をPRして行ってやっていきたいという期待感がございましたが、具体的にこのようなあれが出ています、資料として。課題です。ごめんなさいね。わかりました。この件につきましては、やはり当別町が今課題としている件をこの連携を活用して、一つでもこの課題を多く解決していくと、改善していくということが重要な認識です。それと、やはりスピード感、世の中これだけ早いスピード感があります。このスピード感によって人口減少もここ20年続くのをとめることもできると思います。もちろんいろんな案件がありまして、これについては行政内部で、庁内でいろいろと企画部が中心になってやられるということですが、やはり職員全体がこの町をよくするために、また当然連携、ビジョンというのが北海道札幌を中心としてやろうとしているさなかに、その辺の意識を再確認して、これについては質問を終えたいと思います。

それから、2つ目の役場職員の定数の件です。町長のほうから組織の見直しは積極的に

平成29年度、30年度やられていると、これは事実、私も承知して、機能は発揮されておると思います。参考までに人員は、現状は定数からいくと84名少ないのですが、私もたまたま6月に道内の議員研修というのがございました。そのときの資料、北海道総合政策部地域振興局の資料によりますと、人口、昨年1月1日、職員数は一般会計における昨年の4月1日、職員数で割って何人になっているかというデータが公表されております。当別町は、1人当たりの人口が100人でした。道内144町村の中で後ろから12番目です。要するに職員が少ないということになるわけです。分母の数が少なければ当然人口の1人当たりのあれが多くなる。当別町は100人でした。ちなみに、道内で1番のところは七飯町という報告ありました。人口が2万8,563名で職員が152名、1人当たりが188名。2番目に音更町で、ここは人口多いです。4万5,032人で職員が244名で185名。3番目まで申し上げておきますと、幕別町が2万7,068人で職員が222名、122名ということで、順番にいつて当別町は12番目でした。この辺の数字を町長はどのように捉えておりますか。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） これは、単純な比較はできないと思います。やはり町民の人数の多いところと、それによって違ってきます。この順位というのは、高ければ高いほど職員に負担がかかっているということを示しているわけですけれども、後ろからとおっしゃったけれども、上から12番目と考えたほうが良いと思うのですけれども、要は我が役場はなかなか頑張っているなというふうには私は捉えております。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 今町長の答弁はわかりました。ちなみに、道内144町村の平均は68名という発表がありました。さらに、人件費、これも公表されておまして、30年度歳出総額の当別町の人件費というのは15.9%ということで公表されています。ちなみに、道内平均は14.8%ということでございます。

それと、次の2つ目のところで逐次退職数の2分の1を採用ということでやっていると、採用しておるといふ答弁でした。反面住民のニーズが増加していると、大変なのだというお話もいただいております。先ほど女性の人数についてはちょっと私も聞きそびれましたけれども、31年、ことし4月1日現在はたしか私調べて確認したところ、女性職員は51名と伺っております。単純に割合は27.42%です。この数をやはり35から40%ぐらい引き上げて検討してはどうかと。というのは、やはり職種によって女性の力が十分に発揮されて業務改革が可能と私は思いますが、その辺の女性の採用、あるいはウエートを高めていくという考え方については、町長はどのようにお考えですか。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） まず、たしか2つ質問があったかと思いますが、職員の定数について、自治体の職員数の平均おっしゃいましたっけ、68名。68名というお話で、これについては1,000人以下のまちもあれば4万人を超えるまちもありますので、人口規模の地域

の抱える事情というのは当然それで変化していきますから、道内144の平均職員の何名というのは、この数値だけを切り取って比較することは余り意味がないのかなというふうに私は捉えています。

それから、歳出総額15.9とおっしゃいましたっけ。当別町の人件費の割合というのは、毎年人件費そのものは大きく変動しないのですけれども、逆に単年度の事業予算というのは大きく何かぼんとやったときにはふえるというようなこともありまして、必ずしも単年度だけで比較してもそれほど意味がないのかなと。ですから、単年度ベースの比較ではなくて、むしろ長い目で、もし我々が少し不足だよと、足りないよということであれば、これは研究していかなければいけないと思いますけれども、そんなに大きな、うちだけが飛び抜けてというようなことにはなっていないのだろうと。

それから、女性職員の件ですけれども、確かに今51名なのですけれども、これは内閣府の男女共同参画基本計画というのがあって、都道府県職員の令和2年度採用に占める女性職員の割合は40%目標というふうになっております。こういうふうに定められているわけでありまして。ですから、議員おっしゃった方向性は全国的に見ても自然な流れであろうというふうに思います。ただ、職員がこれは女性の仕事だとか、いわゆる女性の力が発揮されて業務の改革が可能というふうにおっしゃいましたけれども、私は男女問わず、一人一人のやっぱり職員の長所や短所、こういったことを見きわめて、適材適所に配置していくことがより重要と。いわゆるこれは男性の仕事とか女性の仕事というのは、少なくとも役場の仕事においてはほとんどないというふうに認識しておりますので、適材適所ということでお答えをさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 職員の中の4つ目の質問です。29年4月からスタートした数値目標の件です。残念ながら時間外について120時間であるのが30年度は164.8時間、前年度は調べましたら153.9という報告です。それと、有給休暇は13日以上という目標が11.6。前年は、調べましたら11.1ということでございます。特にこの4月1日から働き方改革関連法がスタートしております。この働き方改革関連法の3つのポイントというのが時間外労働の上限規則の導入、2つ目に年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の間の不合理的待遇差の禁止ということがうたわれております。この120時間に比べますと、非常に多い時間だと私は思います。逆に残業の多い曜日というのがあるはずなのです、1週間、月曜日から金曜日の間で。そういうのは逆に、これ当然残業というのは上司の許可のもとで行われて、個人が勝手にやった結果ではないと思うのです。ですから、特に多いところはノー残業デーぐらいの形にして、極力仕事の仕組み、内容、定時、5時15分になればお客様もそんなにはどんどん来るわけではないと思います。それと、例えばこれはほかのところでもやっているケース、民間でもやっておりますけれども、終了時間に何となく音楽を流すのです、ミュージックを。そうすると、社員もこれ定時退社だなと思うし、例えばお客様というか、ほかから来ても、この音楽はもう5時15分で定時なのだという認識をする

と思います。そこで、質問です。

先日の決算特別委員会の中で700時間を超える残業者が2名いたということが公表されております。これについて、当然30年度に2名と、これは男女かどうか、中身は私詳しくわかりません。ですから、どういう業務をやって、120時間の6倍ですよ。それと、4月1日からこういうふうに随時施行するよという働きかけもあります。何が原因でこういう700時間を超える人が2名もいるのか。どういう原因です。それと、31年度になって、これをどのように今改善して、この700時間というのは要するに3月末になって総務部が抱えているのかどうか、あるいは半年ぐらいでこういう問題が起こっているということは、私は当然把握していると思うのです。そういう意味でこの件について詳細、どうしてこういうふうになっているのか、それと今後の解決策について伺います。

○副議長（岡野喜代治君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

○副議長（岡野喜代治君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 700時間というのは、本当にあってはならないぐらいの残業時間だと思います。それこそ過労死につながるような時間だと思います。今ちょっと資料を見ましたら、福祉関係の方が2人なのですが、恐らく福祉関係は待ったなし、例えばどこかでこんな緊急があったというようなことで出かけなければいけないケースが非常に多かったのだらうなと。そういう意味でもやはり人員が圧倒的に不足しているのかなというのを私は反省をしているところであります。今後こういうことがないように、できるだけではなくて管理者がしっかり管理をしていく、そのように私も指導していきますし、今おっしゃった音楽鳴らしたらいいのではないかとか、要は皆さんがその意識をさらに高めて、なくすようにいろんな工夫をこれからしていかなければいけないかなと思います。

以上であります。

○副議長（岡野喜代治君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 町長、わかりました。この時間外については、極力いろんな方法で、結局上司がオーケーしてやらせているわけですから、その辺の仕事の仕組みとか、それと先ほどから質問している中で、やっぱり行政の職員が足りないのではないかという印象を私は持ちます。まちづくりは人づくりですから、やっぱりこの行政がこれから150年来年迎えます。それを機に相当この当別町は大きく変わると私思いますが、若い世代の方がやっぱり頑張って、これから住みやすいまちづくりをするという中で先頭に立ってやってほしいと思うのです。特に私は、自己啓発と家庭サービスというのは非常に重要

として、実際私サラリーマンずっとやっている中で考えていました。当然我々土日はお休みでした。月曜日から金曜日まではセブンイレブンでした。朝7時に出て、帰りは11時でした。家族には申しわけないなと思うけれども、それが仕事だと思ってやっております、そのかわり2日間の土日のうち1日は必ず家族と接して何かやると。あと1日何やっているかといったら、ほとんど机に向かっています。いろんな宿題なり、いかにやっぱり我々町長と同じに商社マンで、相手に喜んでもらって利益を追求するという仕事をやっております。幾つかの通信教育も常に手元にあって、30代、40代はそれが非常に多かったです。それが普通だと思ってやっておりますから。ですから、先ほどお話ししましたように、これから社員については、例えば来年150年、軌跡というか、道のりが150年たちます。これからの50年、100年は、同じ軌跡でも職員にミラクルを起こすような、それだけ私は皆さんに期待して、当別町が変わっていくようなことを行政が積極的にスピード感を先ほども言いましたけれども、持ってやっていくことによって先ほどの札幌との関係、それと職員の増強、前日30年の決算が終わっております。企業で言う利益というものも出ております。本当に職員の数、その辺のところはもう少し私はやってもいいのではないかなと今お話ししたような期待度を持って考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。質問は以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの定足数14名、引き続き一般質問を続けます。

次に、通告6番、五十嵐君の質問であります。

五十嵐君。

○4番（五十嵐信子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして3項目、1つ目は共助による地域防災力の強化について、2つ目は総合保健福祉センターゆとろのお風呂について、3つ目は子育て応援の拡充について一般質問させていただきます。

1つ目の共助による地域防災力の強化について2点お伺いいたします。毎年9月1日は防災の日、防災に関心を持つ日と定められております。助け合いの基盤となるのは地域社会における人と人との大切な人間関係、ネットワークの力の存在だと言われています。その見えない共助の力をどのように推進するかが防災行政における最重要課題の一つであると考えます。共助による地域防災力強化の取り組みについて、これまでも地域防災計画を

もとに共助の根幹である自主防災組織の組織率向上に取り組み、現在町内会での結成率は88.4%とお聞きしております。防災危機管理の専門家として活躍されていらっしゃる防災システム研究所所長の山村武彦氏は、地域防災は自助、共助が基本と言われているが、それに近くを助けると書いて近助を加えること。顔の見える、近くにいる人が近くの人を助ける。少子高齢化社会ではこの支えが不可欠であり、当たり前なのが当たり前になれば、これからもずっと住みたい町になると提唱されております。

先日町主催の防災セミナーに参加させていただきました。防災カフェということで、お茶やお菓子を食べながら、テーブルごと和気あいあいと防災について意識し、学び、語り合えて、とても有意義な時間でした。参加者からも高評価の声が聞こえました。このように町や町内会合同での防災セミナーや訓練などはこれまでも行われていると認識しておりますが、質問に入らせてもらいます。

(1)、現在自主防災組織結成後それぞれの地域の活動などはどのように行われているのか、把握されているのかお伺いたします。また、地域ごとの問題などを踏まえ、いざというときに実際に動ける組織をふやすために、リーダーなどの育成をどのようにされているのか、現状と今後の対策をお伺いたします。

(2)、天災は忘れたころにやってくると言われます。地域ごとに即した声かけや防災活動が必要ではないかと考えます。小さい単位での地区防災計画の推進を地域に合わせて進められているのかお伺いたします。

次に、2つ目の質問ですが、総合保健福祉センターゆとろのお風呂について2点お伺いたします。ゆとろのお風呂について、他市の方からも町の福祉センターにこのようなお風呂が設置されているところはなかなか見当たらず、すばらしいですねと評価の声を聞くことができました。しかし、町民からは以前より利用される方が少なくなり、残念だとの心配の声もあります。

(1)、今月の広報にはお風呂のことがお知らせとして掲載しておりました。入浴は、健康の維持や予防にも効果があります。60歳以上の方が利用できるとてもよい施設だと思いますので、顔を合わせ、専門の方に血圧をはかってもらえる機会としたり、何か困り事や相談、また聞いてみたいことなど施設内には地域包括支援センターもありますので、連携ができると思います。例えば入浴の日に合わせイベントを設けて利用を促すなど、憩いの場として、また介護予防の場として、もっと喜んで利用してもらえるような対策を考えているのかお伺いたします。

(2)、ことしの4月よりふれあいバスの路線が拡充され、本数はまだ少ないですが、太美方面からゆとろ前で乗降できるようになり、喜ばれております。しかし、運転免許を返納される予定の方からは行動範囲も狭くなり、楽しみのお風呂の回数も減るのではと返納に対しての不安を抱えられている方もいらっしゃいます。このような声に対して町では検討されているとは思いますが、お考えをお伺いたします。

次に、3つ目の質問ですが、子育て応援の拡充について3点お伺いたします。現在フ

ファミリーサポート事業においては24時間緊急の受け付け対応や帰宅が遅くなる親にかわってプレイハウスへお迎えし、希望であれば協力会員のお家で夕食も一緒にとるなど、一人一人の家庭に合わせて相談に応じ、利用できると聞いております。支え合う協力員あつての事業であります。今後の支援拡充も必要であるのではないかと考えます。

(1)、子育て応援で力を入れている自治体では、ショートステイやトワイライトステイ事業も行い、さまざまなニーズに対応しているが、そのようなお考えがあるかお伺いたします。

(2)、協力会員に登録されている人数で子育て世代のさまざまなニーズに応える協力員は十分にそろっていると思われるか。また、24時間緊急の受け付けも行っている職員や一定の協力会員の負担になっていることはないか。また、ファミリーサポートの活動をするには養成講座の受講が必要となりますが、現在は年に1から2回の開催となっているため、1度逃し、来年までとなると状況も変わってしまい、受講につながらないケースもあると思われます。国の規定もあるかと思いますが、一人でも多くの協力会員を養成するため、町単位で年数回の講座を開催できないものかと考えますが、お考えをお伺いたします。

(3)、子育て応援は、地域のみんなで子育て世帯を支える、そして我が子を見守るような支え合いの意識を持つことで成り立つと思っております。ファミリーサポートの周知については新年度に学校を通じての周知もしているとお聞きしておりますが、新年度はさまざまなお便りも多く、忙しいお母様には特に見過ごしてしまうということはないでしょうか。長期休暇前などにも周知しているのでしょうか。また、協力会員の募集や幅広い世代の方への周知は行き届いていると思われるかお伺いたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの五十嵐君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員からの一般質問の私の分をお答えいたします。

まず、自主防災組織結成後の活動はどのように行われているのかというご質問でありますけれども、これにつきましては組織によって活動状況が違っております。活発に活動している組織は主体的に毎年訓練あるいは勉強会などを開催していますけれども、組織を結成したものの防災に関する活動を行っていないところも今あります。町としては、この地域の自主防災組織を主な対象として防災セミナーや防災出前講座を実施し、学習機会の提供あるいは相談体制を拡充するなど、あるいは具体的に訓練を行って自主防災組織の活性化を今図っているところであります。それから、リーダーの養成に関しましてもこういった学習機会に参加された方々が各地域で活躍していただけるように呼びかけをしているところであります。

それから、地区防災計画の推進を進めているのかというご質問ですけれども、現在のと

ころ地区防災計画を策定している地域は当別町内にはございません。この地区防災計画は、各地域の住民や事業者が自発的に作成するものというふうに捉えておりますが、策定を前向きに進めていく地域があれば、町としても側面的な支援をしていきたいというふうに思っております。最初に申し上げましたとおり、まずは共助の中心的な役割を担うこの自主防災組織の活動を活発化させること、組織が結成されていない地域もありますけれども、これについては組織化をされるように促していきたいというふうに考えています。

2つ目の総合保健福祉センターのお風呂についてでありますけれども、ゆとろのお風呂というのは高齢者の心身の健康増進と町民同士のコミュニティーの場として、またこのお風呂を一つのツールとして保健サービスや介護サービス、こういったものに関心を持ってもらってご自身の健康にも役立ててもらおうと、こういった考えのもとで設置をしているものであります。利用人数が減っているというお話がありましたけれども、30年度は3,000人強となっております、5年前の4,000人に比べると確かに減っていますが、目的、先ほど申し上げたとおりでありまして、施設設置の意義という観点からは今もなお一定の役割を果たしていると考えていますし、イベントを設けてまで利用者をふやすという、そういったものではなくて、現行の運営の中で利用される方々の満足度を充足させることが肝要というふうに考えております。

それから、ふれあいバスのお話で、太美方面からの、あるいはあいの里線ですか、これ。それから、弁華別方面からの青山線のバス、これも今度ゆとろにとまることになって、非常に利用者からは喜ばれているというお話が議員からございました。このことは、私も伺っております。今後運転免許を返納される方がというお話がありましたけれども、こういう方にはふれあいバスをぜひともご利用いただければと思っています。今のふれあいバスが住民の足として十分だというふうに私たちは思っておりませんが、逆にこういった便利になってきたということで人が乗るようになれば、また人がふえてくれば本数をふやすことにもつながっていきますので、ぜひこのふれあいバスをご利用いただければと思います。あと、ゆとろはデマンドバスの運行区域にもなっております、これは本町地区のほうなのでありますが、デマンドバスをご利用いただくことも可能でありますので、これは利便性が向上するというふうに私たちは考えています。

以上、私からの五十嵐議員への一般質問の答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 五十嵐議員の子育て応援の拡充についての一般質問にお答えいたします。

初めに、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業についてのご質問ですが、それらの事業の内容につきましては当別町で現在実施しておりますファミリーサポートシステム事業において全て対応できると、そういったことになっております。さらに、それ以外に児童相談所を通しての児童養護施設、里親委託による預かり利用も可能でありますことから、改めてショートステイ事業、トワイライトステイ事業として位置づけなくとも、

現在でもさまざまな利用者ニーズに対応できているという状況でございます。

次に、ファミリーサポートシステム事業の協力会員、それから養成講座についてのご質問でございますが、現在子育ての援助を行います協力会員につきましては96名いらっしゃいます。この方々の活動によりましてファミリーサポートシステム事業は大変円滑に進められているという状況でございます。なお、その活動につきまして自発的なものであるということでございますので、会員の負担になるという性質のものではないと捉えております。それから、職員というご指摘ですが、それにつきましては委託先の職員ということでございますので、委託先が負担のないように対応しているというふうに捉えております。また、養成講座についてのご質問ですが、協力会員になるためには医師などの専門職を講師とした国の定める講習カリキュラムに基づく講習、一般協力会員は16時間、病児対応会員は24時間受講していただく必要がございます。この講習会開催に当たっての講師確保、それから日程調整等大変大きな課題となっております。そういったことから、現状の回数をふやすことは難しいと、そういう状況でございます。

次に、ファミリーサポートシステム事業の周知についてのご質問です。まず、子どもを持つ保護者全てに周知をいたします。出産後全ての家庭を保健師が訪問する赤ちゃん訪問事業、その際に周知をするということにまずなっております。その後4回の乳幼児健診時、4カ月、10カ月、1.6カ月、3歳児でございますが、その折にも全員に周知をかけております。それから、入園時、小学校入学時にも全家庭に周知をするということにしております。また、長期休暇前の周知につきましては会報を通じて周知するということになってございます。また、協力会員の募集や幅広い世代の方への周知につきましては、募集要項のホームページや広報紙への掲載、新聞折り込み、公共施設での要項配布のほか受託事業者及び社会福祉協議会の協力によりまして幅広く周知をしているという状況でございます。協力会員数、先ほど96名と申し上げました。参考までに石狩市は71名、北広島市は87名ということでございます。本町におきまして96名に上りますことから、周知につきましては一定程度行き届いているものと私は認識しております。しかしながら、このファミリーサポートシステム事業の実施につきましては、安定した運営を図るために協力会員の確保というのは大変重要で不可欠でありますので、養成講習並びに募集につきまして、さらに工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○4番（五十嵐信子君） 地域防災の強化についての（2）の再質問をさせていただきます。

先ほど町長のほうから地区防災計画の推進ということで、今は地区防災計画をつくっているところはないということでご答弁いただきました。やはり地区防災計画については、地域によって主体的に行っているところだとか本当にさまざまだと思うのですけれども、作成したくてもなかなかどういうふうに変成しているのかわからないところだとかあると

思います。そういうことでなかなか進まないというのはあるのではないかなと思いますので、例えば1つひな形のようなマニュアルみたいのがあって、それをもとに各地区で独自に地域の課題などを落とし込んだりだとか、共有していけるところ、そういうふうに落とし込んで共有していきたりとか、そういうことをできると少しずつ地域としても皆さんが意識が変わっていくのではないかなと思うのですが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） この地区防災計画のマニュアルは、実は国もつくったのがありますので、それを要約したりして各地域に推進してもらおうというような工夫は今後ちょっと考えていこうと思います。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○4番（五十嵐信子君） ありがとうございます。地域の本当に皆さんで助け合う組織ができるようにしていきたいなと思いますので、ぜひその点のほうよろしく願いいたします。

あと、子育て応援の拡充についてということですが、これはショートステイとかトワイライトステイもファミリーサポートで応援できると、対応できるということ、また児相の中で里親の方の利用、それもできるということで今お聞きしました。私もファミサポの会員なのですが、本当にそういうふうに拡充されているということが書面でもそういうのもちょっとわからなかったもので、利用者といいますか、会員の中からもさまざまな声がありました。これは、本当にいろいろなニーズがあるということを協力会員にも、利用会員にもぜひ周知をしていただいて、本当に子育て世帯をしっかりと応援できる体制にしていきたいなと思っておりますが、その点教育長のお考えをお聞きします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 周知につきましては、かなり時間をかけてやっているというふうに申し上げましたが、なおかつ周知されていないという面があるということであるならば、その辺はしっかりやっていきたいなというふうに思います。ただ、この事業に対して私は必要だというふうにして考えていらっしゃる方は会員になられて利用しているというわけですので、その会員の方につきましてはショートステイだ、トワイライトステイだということについては周知されていると私は理解しておりますので、その辺は大丈夫かなというふうに思っていますけれども、さらに周知のことについても考えてやっていければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（後藤正洋君） これをもって五十嵐君の質問を打ち切ります。

以上で一般質問は終わりました。



◎散会の宣告

- 議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
あすは、午前10時から決算審査特別委員会終了後会議を開きます。
本日はご苦労さまでございました。

(午前11時22分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第3回当別町議会定例会 第5日

令和元年9月25日（水曜日） 午前10時12分開議

議事日程（第5号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 産業厚生常任委員会報告

（人口減少に歯止めをかけ、若者が地元でくらせる！「全国一律最低賃金制度」の創設を求める陳情）

第 3 産業厚生常任委員会報告

（看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情）

第 4 産業厚生常任委員会報告

（介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情）

第 5 平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

第 6 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（和解及び損害賠償額の決定について）

第 7 報告第 2号 株式会社 t o b e の平成30年度決算及び令和元年度事業計画に関する書類の提出について

第 8 議案第 1号 教育委員会教育長の任命について

第 9 議案第 2号 令和元年度当別町一般会計補正予算（第3号）

第10 議案第 3号 令和元年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第11 議案第 4号 当別町の休日に関する条例の一部を改正する条例制定について

第12 議案第 5号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

第13 議案第 6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第14 議案第 7号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第15 議案第 8号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第16 陳情継続審査の件

閉 会

午前10時12分開議

出席議員（14名）

1番	櫻井紀栄君	3番	西村良伸君
4番	五十嵐信子君	5番	鈴木岩夫君
6番	山崎公司君	7番	秋場信一君
8番	渋谷俊和君	9番	山田明君
10番	古谷陽一君	11番	稲村勝俊君
12番	高谷茂君	13番	島田裕司君
14番	岡野喜代治君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

2番 佐々木常子君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	一宮直人君
総務課長	長谷川明君
企画部長	江口昇君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅室長	三上晶君
住民環境部長	大畑裕貴君
住民課長	山本直樹君
環境生活課長	中渡憲彦君
福祉部長	中出徳昭君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	高松悟志君
エネルギー推進室長	吉野裕宣君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	種田統君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君

学校教育課長	北	村	和	也	君
学校教育課参事	山	谷		潤	君
社会教育課長	石	川	公	隆	君
子ども未来課長	須	藤	政	信	君
代表監査委員	米	口		稔	君

事務局職員出席者

事務局 長	野	村	雅	史	君
次 長	岸	本	昌	博	君
係 長	浦	島		卓	君
主 査	瀬	戸	貴	裕	君

◎開議の宣告

(午前10時12分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

7番 秋 場 信 一 君

8番 渋谷 俊 和 君

を指名いたします。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、産業厚生常任委員会に付託しておりました人口減少に歯止めをかけ、若者が地元でくらせる！「全国一律最低賃金制度」の創設を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

山崎君。

○産業厚生常任委員会委員長（山崎公司君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和元年6月14日、7月12日、8月19日、9月19日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、人口減少に歯止めをかけ、若者が地元でくらせる！「全国一律最低賃金制度」の創設を求める陳情。

国は、政労使で合意された平成22年雇用戦略対話の2020年までの目標として、最低賃金の全国平均1,000円を目指すことを踏まえ、その実現に取り組んでいる。

〔発言する人あり〕

○産業厚生常任委員会委員長（山崎公司君） 今の報告書の会議の日にちが間違っておりますので、もう一度最初から読み直します。

本委員会に付託された陳情について、令和元年6月14日、7月12日、8月19日、9月12日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、人口減少に歯止めをかけ、若者が地元でくらせる！「全国一律最低賃金制度」の創設を求める陳情。

国は、政労使で合意された平成22年雇用戦略対話の2020年までの目標として、最低賃金の全国平均1,000円を目指すことを踏まえ、その実現に取り組んでいる。

全国一律最低賃金制度は、労働者が賃金の低い地方から高い都市部への流出を一定程度、防止することは理解できる。

しかしながら、現状の最低賃金制度のもと、全国一律最低賃金制度を導入することは、一時的に急激な賃金上昇を招き、人件費等の増大による中小企業の経営が困難な状況に陥ることも懸念され、賃金増額に対応する国の中小企業への具体的な支援策が見えていない現状においては、全国一律最低賃金制度の創設は難しいものとする。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和元年9月25日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、山崎公司。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の申し出がありました。質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

それでは、まず本件に対する反対者の発言を認めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 人口減少に歯止めをかけ、若者が地元でくらせる！「全国一律最低賃金制度」の創設を求める陳情の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。1点目、報告書では現状の最低賃金制度のもと、全国一律最低賃金制度を導入することは、一時的に急激な賃金上昇を招き、人件費等の増大による中小企業の経営が困難な状況に陥ることも懸念され、賃金増額に対応する国の中小企業への具体的な支援策が見えていない現状においては、全国一律最低賃金制度の創設は難しいものとする考えとありますが、この陳情書の陳情項目の2点目には最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業、小規模事業所への特別補助を行うとともに原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備することとされているではありませんか。確かに最賃の抜本的引き上げができない要因の一つは、鍵を握る中小企業支援策が極めて貧弱で、2014年度35.9億円だった中小企業の賃上げ支援策予算を2019年度は6.9億円に減らすなど、後ろ向きの政策を改めることが欠かせません。だからこそ地方からしっかり声を上げていくことが求められているのではないのでしょうか。

2点目、地域別最低賃金、時給の引き上げ額を決める都道府県ごとの地方最低賃金審議

会で2019年度の引き上げ答申が出そろいました。中央最賃審議会の目安では地域間格差が2円拡大したのに対し、19県が1円から3円上積みして、1円の格差縮小を実現しました。また、鹿児島は単独最下位脱出へ、目安に3円上積み、東京の28円を超える29円増を答申いたしました。地域間格差は、目安段階では224円から226円に拡大しましたが、地方答申で223円に縮小しました。地域間格差が縮小するのは2003年以来16年ぶり、最下位に15県が並ぶのは13年の9県を抜いて過去最多です。全国知事会が最近まとめた提言は、地域間格差の拡大につながっているランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現、最低賃金の引き上げ、これによって影響を受ける中小企業への支援の強化を求めています。私たちも全国知事会と一緒に声を上げていくことが必要ではないでしょうか。

3点目、地域間格差の広がりも深刻です。東京と北海道の差を年収に換算すれば25万円にもなります。ちなみに、鹿児島県は45万円。生活に必要なお金に地域ごとに大きな差がないことは全労連が全国的に取り組んだ最低生計費調査でも明らかになっており、地域の差を設ける合理的理由はありません。地域別最賃制度が導入されてから、時代とともに物流が変化し、コンビニなどの発達によって商品の値段は全国どこでもほとんど変わらなくなりました。ところが、こうした変化を反映せず、最賃審議会では生計費を考慮した議論がほとんどされてきませんでした。生計費に基づいた議論を開始するためにもしっかり声を上げていくことが必要ではないでしょうか。

以上、3点述べて反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論を認めます。

稲村君。

○11番（稲村勝俊君） 産業厚生常任委員会に付託された人口減少に歯止めをかけ、若者が地元でくらせる！「全国一律最低賃金制度」の創設を求める陳情に対する委員長報告に賛成の立場から討論に参加いたします。

本報告は、6月14日、7月12日、8月19日、9月12日に委員会において慎重審議され、報告されたものです。この間、7月31日には2019年度の地域別最低賃金の目安が厚生労働省の中央最低賃金審議会で決着し、約3%の引き上げ率、AからDランクの格差が維持されました。現状では地域ごとの状況を考慮し、労働力の需要と供給が一致する賃金で失業と労働力不足のバランスをとることがベストと考えます。全国一律最低賃金制度を導入することは賃金上昇を招き、人件費等の増大による中小企業の経営が困難になり、設備投資の抑制、正社員の残業時間の削減、一時金の削減等の影響があると日本商工会議所で調査結果が公表されています。また、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきと要望しています。賃金増額に対応する雇用政策等国の中小企業への具体的な支援策が見えていない現状においては全国一律最低賃金制度の創設は慎重に考えなければなりません。

以上の理由をもって報告書に賛成し、賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） では、以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたします。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、産業厚生常任委員会に付託しておりました看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

山崎君。

○産業厚生常任委員会委員長（山崎公司君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和元年6月14日、7月12日、8月19日、8月26日、9月12日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

国は、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるに当たり、看護師の処遇の改善、人材確保と体制強化の実現を図るため制度の改革に取り組んでいる。

特定最低賃金の新設は、看護師の地域間格差解消や生活水準が上がる一方で、経営者側の人件費のコスト増大により、人員削減などによる利用者へのサービス低下も懸念されるところである。

経営者側も今日まで労働環境の見直し、賃金の底上げに努力しているところでもあり、都市と地方の物価、看護師それぞれの労働内容や条件が異なることから、全国を適用地域とした特定最賃の新設は難しいものとする。

よって、本件陳情は、不採択とすることが適切と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和元年9月25日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、山崎公司。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の申し出がありましたので、質疑を打ち切り、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。1点目、報告書では国は2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるに当たり、看護師の処遇の改善、人材確保と体制強化の実現を図るため制度の改革に取り組んでいるとありますが、現場の実態に追いついていないのではないのでしょうか。今現場では、看護師の争奪戦が繰り広げられているのが実態ではないのでしょうか。そして、体力のある経営体に集中する状況がつくられているのではないのでしょうか。そして、体力のある経営体は都市に集中しているのではないのでしょうか。これではますます地方は人口減少に悩まされ、どんどん疲弊していくのではないのでしょうか。

2点目、特定最賃の新設は、看護師の地域間格差解消や生活水準が上がる一方で、経営者側の人件費のコスト増大により、人員削減などによる利用者へのサービス低下も懸念される場所であるとありますが、まさにこの懸念が特定最賃制度がないために進行しているのではないのでしょうか。全国の病院の6割、7割が赤字経営だと言われています。そして、特に地方の病院における医師、看護師確保が危機的状況だと言われています。

3点目、都市と地方の物価、看護師それぞれの労働内容や条件が異なることから、全国を適用地域とした特定最賃の新設は難しいものと考えたとありますが、先ほど全国一律最低賃金制度のところでも述べましたが、全国どこでも生計費に大きな差はありません。その証拠に今回の最賃引き上げ額の目安では、北海道などCランクの14道県と鹿児島などDランクの16県は同額の26円となりました。これは、政府に対して地域格差への地方の批判を無視できなかった反映です。医療施設等の安全、安心な職員体制や医療、看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

以上、3点述べて反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

秋場君。

○7番（秋場信一君） 陳情不採択の賛成の立場で討論させていただきます。

陳情趣旨の中の同じ国家資格を持ちながら働く地域によって給与の格差がないことというのは望ましいと私も思っております。この部分は、趣旨から理解はできます。国内において、現状は東京を筆頭に都市圏と地方の物価の違いは歴然であり、特に不動産など居住に係る指数は明白であります。労働賃金も相応の違いがあってしかるべきではないのでしょうか。陳情者の連合が述べている看護師の地域偏在あるいは離職者の要因は、全国を適用地域とする特定最賃の新設だけで解消されるものではないのではないのでしょうか。否定はしませんが、賃金の底上げだけでは偏在や離職はなくなるものとは私は考えます。職場内が求めるスキルやキャリアによる給与の差も当然ながらあり、そのような体系は医療サービス向上にもつながるものとは私は考え、最賃の新設はサービスの後退を生むおそれがあるものではと懸念されます。8時間以上勤務以外の働き方を求める看護師や良好な人間関

係などの職場を求めたり、看護師それぞれの環境に合わせたライフパフォーマンスに合った多様な働き方で離職や偏在の解消はより進んでいくものと考え、都市に集中するものとも考えておりません。また、賃金条件が上がることによる経営側の負担も考える必要もあるのではないのでしょうか。特定最賃の新設によって施設側の経営を圧迫し、よって看護師1人当たりの負担増も懸念され、離職を助長させ、結果として医療サービスの低下を招くことにもつながることにもならないのでしょうか。

以上、このような理由で私の賛成の討論とします。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、産業厚生常任委員会に付託しておりました介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、委員長の報告を求めます。山崎君。

○産業厚生常任委員会委員長（山崎公司君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和元年6月14日、7月12日、8月19日、8月26日、9月12日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

国は、介護サービスを安定的に提供していくためには、人材の確保が重要課題の一つであるとし、平成21年度の介護報酬改定以降、介護従事者の処遇改善について多くの取り組みを行ってきた。

特定最低賃金の新設は、介護従事者の人材確保と体制強化を図れる一方で、経営者側の人件費のコスト増大により、人員削減などによる利用者へのサービス低下も懸念されるところである。

経営者側も今日まで労働環境の見直し、賃金の底上げに努力しているところでもあり、都市と地方の物価、介護従事者それぞれの労働内容や資格など異なることから、全国を適用地域とした特定最賃の新設は難しいものとする。

よって、本件陳情は、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和元年9月25日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、山崎公司。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 討論の申し出がありましたので、質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。先ほど看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情の不採択の報告に対する反対討論を行いました。同様の内容です。1点目、国の取り組みが現場の実態に追いついていません。

2点目、懸念は既に表面化しています。介護度が高く、手がかからない利用者をできるだけ入所してもらおうといった取り組みや介護度が低くても手がかかる入所者をやむなく退所してもらおうといった事態。最悪事業撤退をするといった事態が進行しています。

3点目、全国どこでも生計費に大きな差はありません。本来介護施設等の安全、安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

以上、3点述べて反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

〔発言する人あり〕

○議長（後藤正洋君） 失礼しました。賛成討論を認めます。

五十嵐君。

○4番（五十嵐信子君） 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情の委員長報告での不採択に対しての賛成の立場から討論させていただきます。

高齢化が進む中で、国も介護従事者の人材確保、離職防止対策は喫緊の課題とし、総合的な介護人材の確保に向け対策を掲げ、また介護職員の処遇改善についても段階的に取り組まれており、消費税増税時にはさらに対策を講じるとの報告もありました。介護従事者の不足につながる要因として、過重労働に加え人間関係でのストレスでの離職も見逃せず、さまざまな角度から見て労働環境改善が必要と思います。陳情に対しては、特定最低賃金を新設して改善できる問題だけではなく、また全国一律を求めることとしては地域格差もあり、難しいものではないかと考えます。

よって、不採択に対して賛成させていただきます。皆様の賛同よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数と認めます。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

五十嵐委員長。

○平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（五十嵐信子君） 平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

平成30年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、令和元年9月17日、18日、25日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、（1）、認定第1号 平成30年度当別町各会計歳入歳出決算、（2）、認定第2号 平成30年度当別町水道事業会計決算、本各案件は、原案のとおり認定すべきものと決定した。

令和元年9月25日、当別町議会議長、後藤正洋様。

平成30年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、平成30年度当別町各会計決算は認定することに決定いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、報告第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成31年2月13日に発生した公用車の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を3万8,256円と定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年6月28日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただくこととするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、報告第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第2号 株式会社t o b eの平成30年度決算及び令和元年度事業計画に関する書類の提出につきまして、提案の説明を申し上げます。

株式会社t o b e代表取締役、増輪肇から同社、株式会社t o b eの平成30年度決算及び令和元年度事業計画に関する書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これを提出するものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会教育長の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会教育長、本庄幸賢氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時59分

○議長（後藤正洋君） それでは、再開します。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 令和元年度当別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに4億2,780万3,000円を増額し、その総額を109億6,306万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為につきましては3ページに記載の「第2表 債務負担行為」を、地方債の補正につきましては4ページに記載の「第3表 地方債の補正」をご高欄いただきたいと存じます。

歳出の主なものにつきましては、まちづくり基金への積立金3億8,693万7,000円、分収造林地整備業務委託796万6,000円、町道ほか除排雪業務委託3,000万円などを増額し、学校給食調理外の業務委託851万6,000円などを減額するもので、この財源といたしましては地方交付税3,322万円、繰越金1,838万2,000円、諸収入3億9,923万3,000円などを増額し、町債2,642万4,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定

いたしました。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第 3 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第 3 号 令和元年度当別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,950万7,000円を増額し、その総額を15億8,583万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1 ページから 2 ページに記載の「第 1 表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては諸支出金1,950万7,000円を増額するもので、この財源といたしましては繰越金1,950万7,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第 4 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第 4 号 当別町の休日に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町の休日を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、旧氏の適用を可能とするほか所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第13、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第14、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第7号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） では、質問させていただきます。

5ページになりますが、下から5行目……

〔発言する人あり〕

○5番（鈴木岩夫君） 総務文教常任委員会提出資料または今町長から提案されました資料のずっと後ろです。第3回当別町議会定例会の議案の13ページまたは総務文教常任委員

会で配付された5ページの下から4行目、同項第3号中「に要する費用と、ずっとこうあるわけですけれども、ここのところについて質問したいなと思います。

つまり保育の無償化ということで10月から始まる予定なわけですけれども、今回副食材料費について徴収することになるということがこの条文で加わったということでありませぬ。利用者負担額等の受領ということになるわけですけれども、そこで国がこの条例を改正するというに伴って市町村が条例を改正することは、これは仕方ないなというふうに思います。しかし、その中身が利用者負担に今回つながるということで、非常に問題があるなというふうに思っております。そこで、質問なのですけれども、広尾町ではこの条例改正に当たって1項加えて、所得360万を超える家庭については町独自で助成をします。それに従って規定を改めるという1項を設けたわけですけれども、もし当別町が独自に副食材料費について助成することになったときに、改めてこの条例を改正することになるのか、または改正しなくても規定の見直しだけで済むのかということで質問したいなと思います。

○議長（後藤正洋君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（須藤政信君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えいたします。

本基準条例につきましては、国の基準に基づく認可の確認基準として制定をさせていただきまひます。鈴木議員ご指摘の副食材料費につきましては、支援を拡大するような場合町独自の施策となりますので、このたび本条例で定めます国が定める法定免除となる副食費の免除となる部分以外を町の独自施策として利用者への支援をする事業となりますので、支援を拡大する際には本条例とは別に、別途規則などにより制定する形で支援をする形になるかなと考えてござひます。

なお、子育て支援への支援策の充実につきましては、一般質問で教育長から答弁しておりますとおひ子育てしやすい環境の充実を図ることで他市町村以上の魅力を持つことはとても重要であると我々も考えておりますので、今後ご指摘の副食費への支援を含めてさまざまな効果的な施策について検討を進めてまいりたいと考えているところでござひます。

以上でござひます。

○議長（後藤正洋君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第15、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第8号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎陳情継続審査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第16、陳情継続審査の件についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会より閉会中の陳情継続審査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◇

◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和元年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時17分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員